

平成 30 年度

民事事件担当裁判官等事務打合せ資料

最高裁判所事務総局民事局

## 配 布 資 料 目 錄

資料 1 統計資料

資料 2 事前アンケート結果

資料 3 平成 28 年度司法研究（民事）「地方裁判所における民事訴訟の合議の在  
り方に関する研究」報告書概要（案）

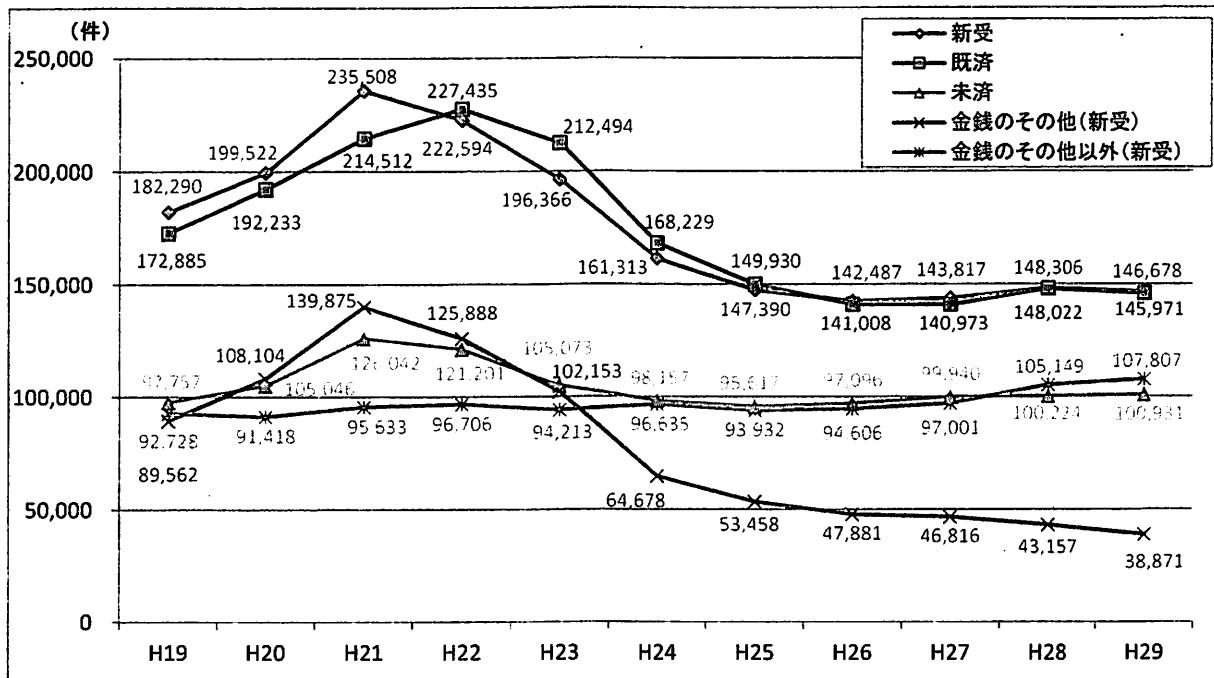
資料 4 司法研究報告書（案）で指摘された取組の具体例（実情調査の結果等）

## 平成30年度民事事件担当裁判官等事務打合せ

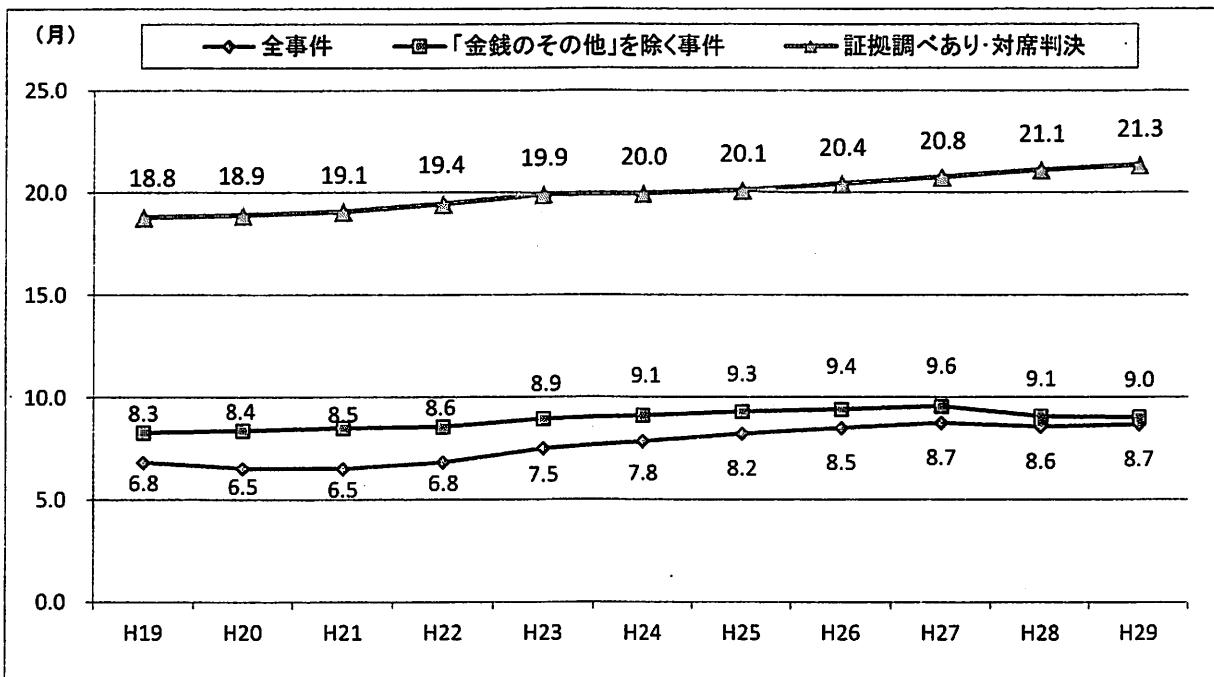
### 統計資料

【グラフ1】新受・既済・未済の各件数の推移（ワ号事件） .....	1
【グラフ2】既済事件の平均審理期間の推移（ワ号事件） .....	1
【グラフ3】手続段階別平均期間の推移（人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件） .....	2
【グラフ4】未済事件の平均係属期間の推移（ワ号事件） .....	2
【グラフ5】係属期間が2年を超える長期未済事件の件数及び割合の推移（ワ号事件） .....	3
【グラフ6】平均審理期間による事件類型別既済件数の割合の推移（「金銭のその他」を除くワ号事件） .....	3
【グラフ7】終局区分別の事件割合の推移（ワ号事件） .....	4
【グラフ8】控訴提起件数、控訴率及び控訴事件割合の推移（ワ号事件） .....	4
【グラフ9】控訴審の既済件数・判決件数・取消数（率）の推移（ネ号事件） .....	5
【グラフ10】簡裁控訴（レ号事件）の新受・既済・未済件数の推移 .....	5
【グラフ11】既済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件） .....	6
【グラフ12】未済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件） .....	6
【グラフ13】新受事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件） .....	7
【グラフ14】合議事件（既済事件）の平均審理期間の推移（ワ号事件・レ号事件） .....	7
【グラフ15】審理期間2年を超える合議・単独事件数及び合議率の推移（ワ号事件） .....	8
【グラフ16】事件類型別既済事件の審理期間別の合議率 .....	8
【グラフ17】単独事件の手続段階別平均期間の推移（人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件） .....	9
【グラフ18】単独事件の平均期日回数及び平均期日間隔の推移（人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件） .....	9
【グラフ19】単独事件の人証調べ実施率の推移（対席判決で終局した「金銭のその他」を除くワ号事件） .....	10
【グラフ20】単独事件の平均人証数等の推移（対席判決で終局した「金銭のその他」を除くワ号事件） .....	10
【グラフ21】単独事件の和解率等の推移（争点整理手続実施別・人証調べ実施別「金銭のその他」を除くワ号事件） .....	11

【グラフ1】新受・既済・未済の各件数の推移（ワ号事件）

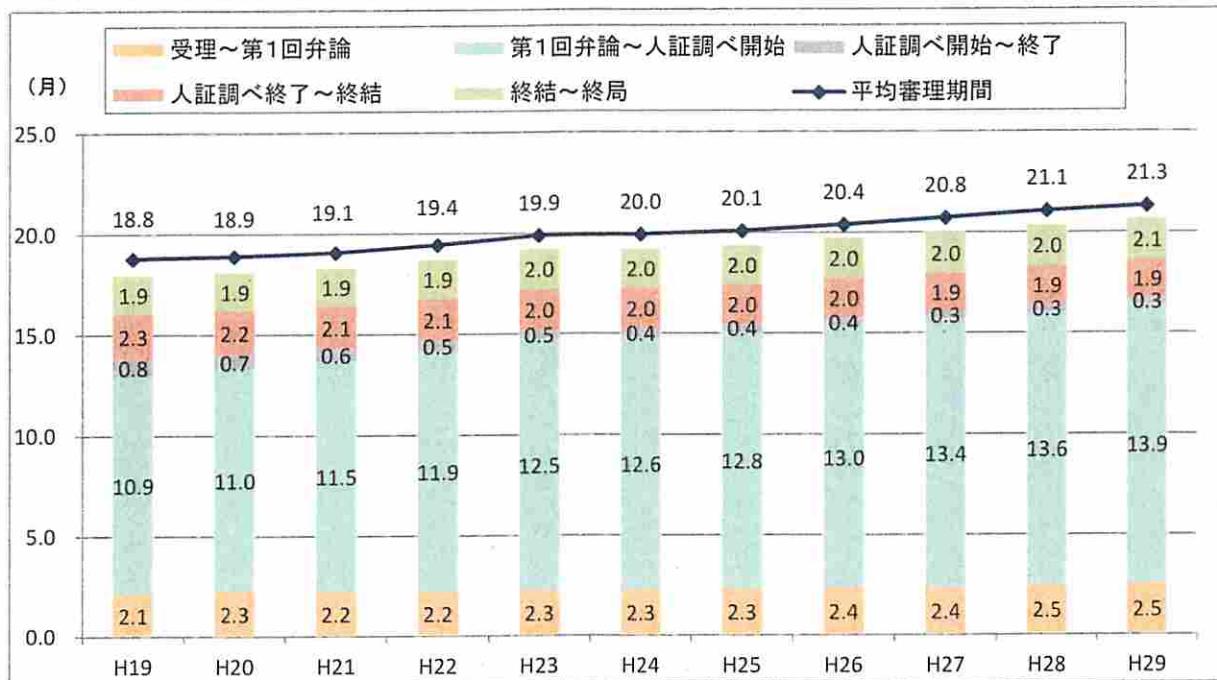


【グラフ2】既済事件の平均審理期間<sup>1</sup>の推移（ワ号事件）

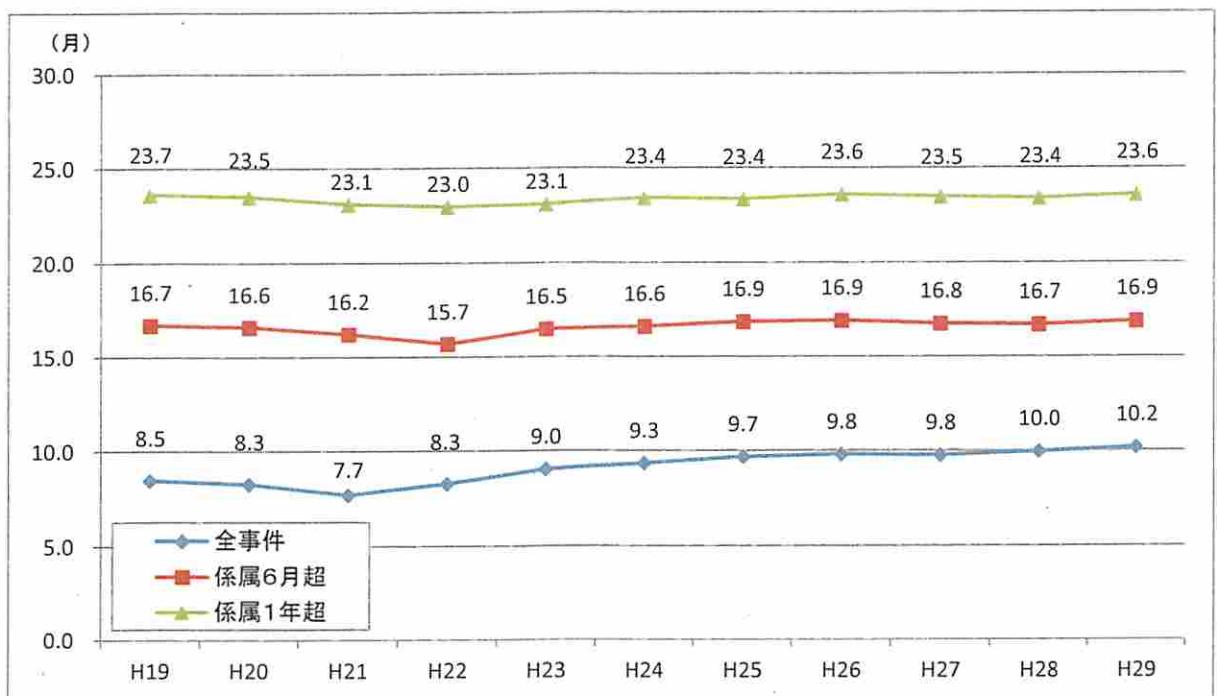


<sup>1</sup> 既済事件の平均審理期間は、1事件ごとの実数値の平均ではなく、審理期間の区分ごとに設定された代表値（基本的には、各区分の中間値が代表値とされており、例えば、民事第一審訴訟事件の既済事件については、1月以内から5年超まで10段階に区分されており、1月以内の代表値は0.5月となる。）に、各区分ごとに集計された事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除することにより算出されている。

【グラフ3】手続段階別平均期間<sup>2</sup>の推移（人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件）

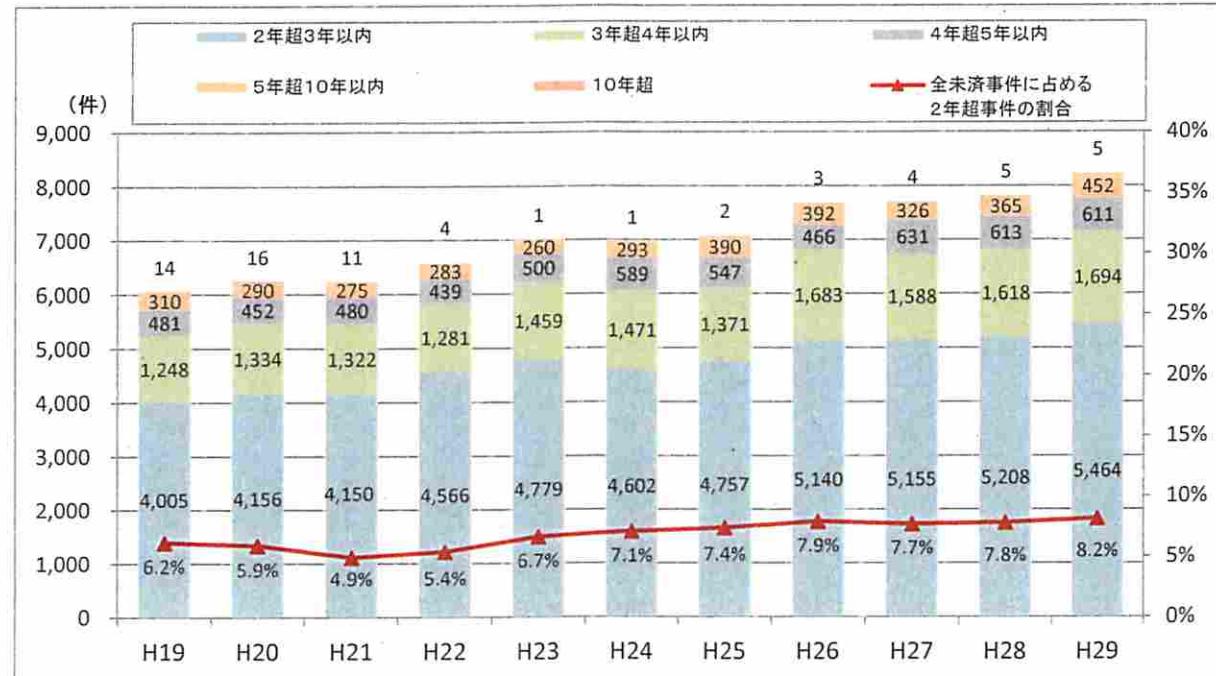


【グラフ4】未済事件の平均係属期間の推移（ワ号事件）

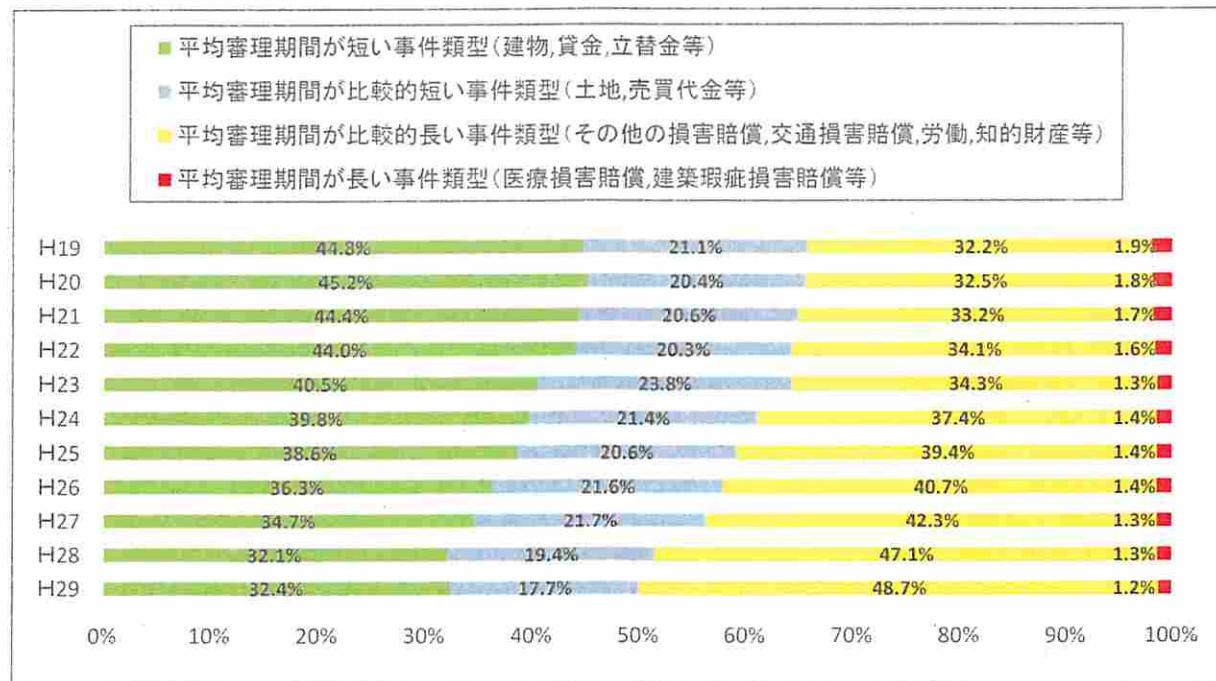


<sup>2</sup> 手続段階別平均期間は実数値（N値），全体の平均審理期間は代表値を用いている。

【グラフ5】係属期間が2年を超える長期未済事件の件数及び割合の推移（ワ号事件）

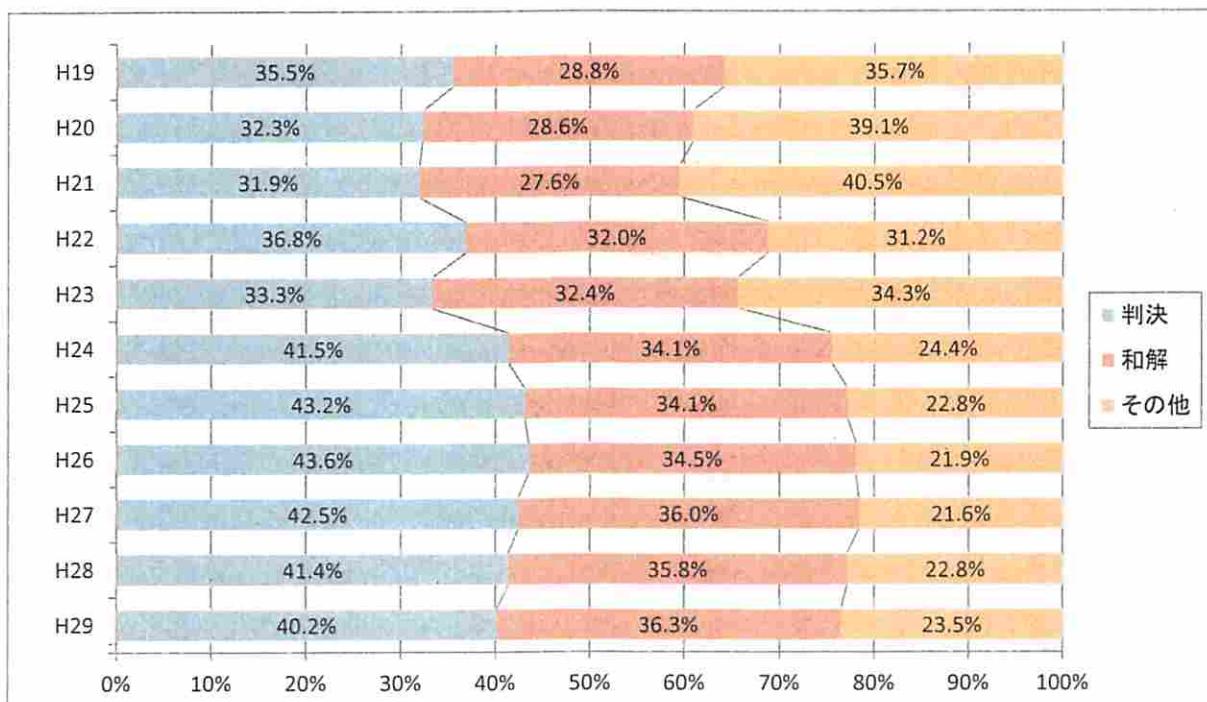


【グラフ6】平均審理期間による事件類型別<sup>3</sup>既済件数の割合の推移（「金銭のその他」を除くワ号事件）

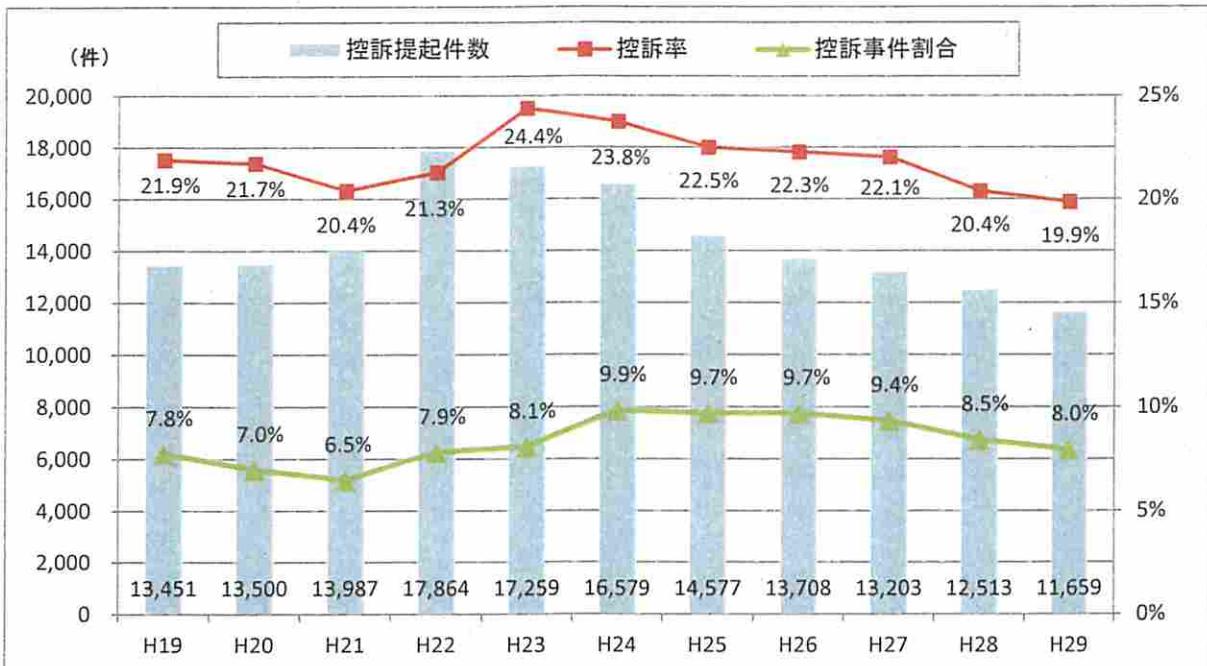


<sup>3</sup> 平成19年において、平均審理期間が6月以下の事件類型（建物、貸金、立替金、請求異議）を「平均審理期間が短い事件類型」、6月超12月以下の事件類型（土地、その他、売買代金、金銭債権存否、手形異議、第三者異議、手形金）を「平均審理期間が比較的短い事件類型」、12月超18月以下の事件類型（他の損害賠償、交通損害賠償、建築請負代金、労働金銭、労働、知的財産金銭、土地境界、知的財産、責任追及等）を「平均審理期間が比較的長い事件類型」、18月超の事件類型（医療損害賠償、建瑕疵損害賠償、公害損害賠償、公害差止め）を「平均審理期間が長い事件類型」に分類した。

【グラフ7】終局区分別の事件割合の推移（ワ号事件）

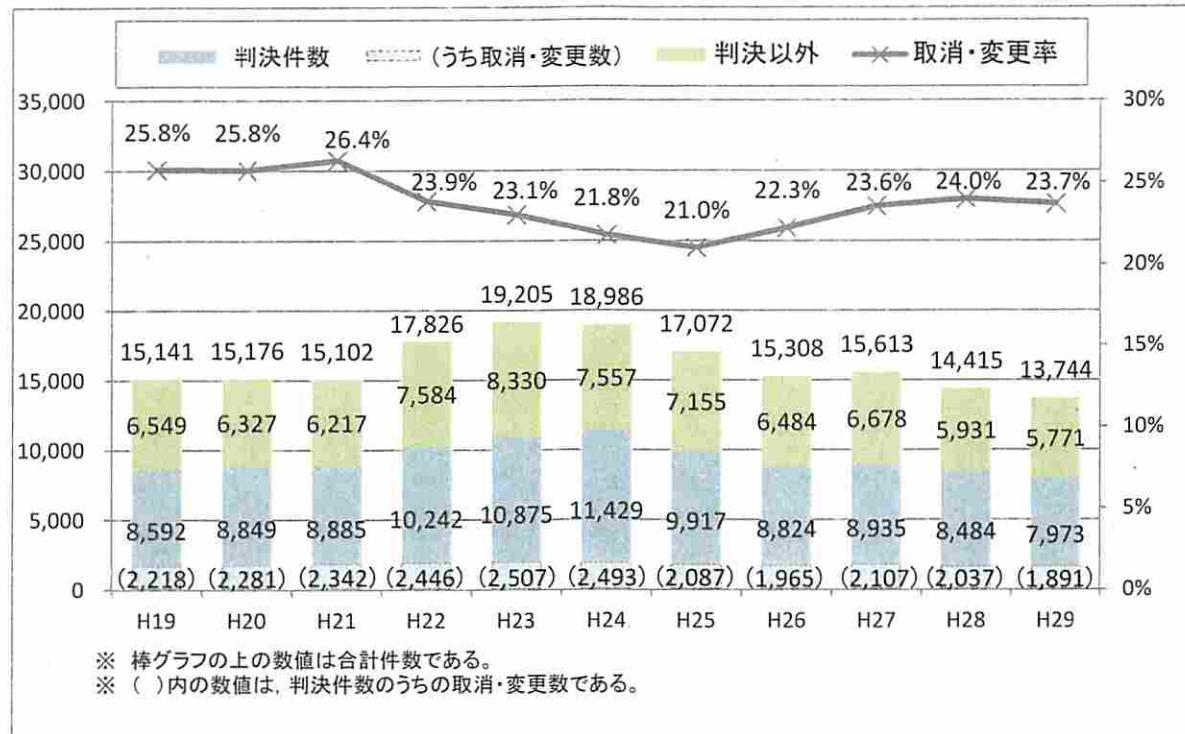


【グラフ8】控訴提起件数、控訴率及び控訴事件割合<sup>4</sup>の推移（ワ号事件）



<sup>4</sup> 控訴率は判決で終局した事件のうち控訴がされた事件の割合を、控訴事件割合は全既済事件のうち控訴がされた事件の割合をいう。

【グラフ9】控訴審<sup>5</sup>の既済件数・判決件数・取消数（率）の推移（ネ号事件）

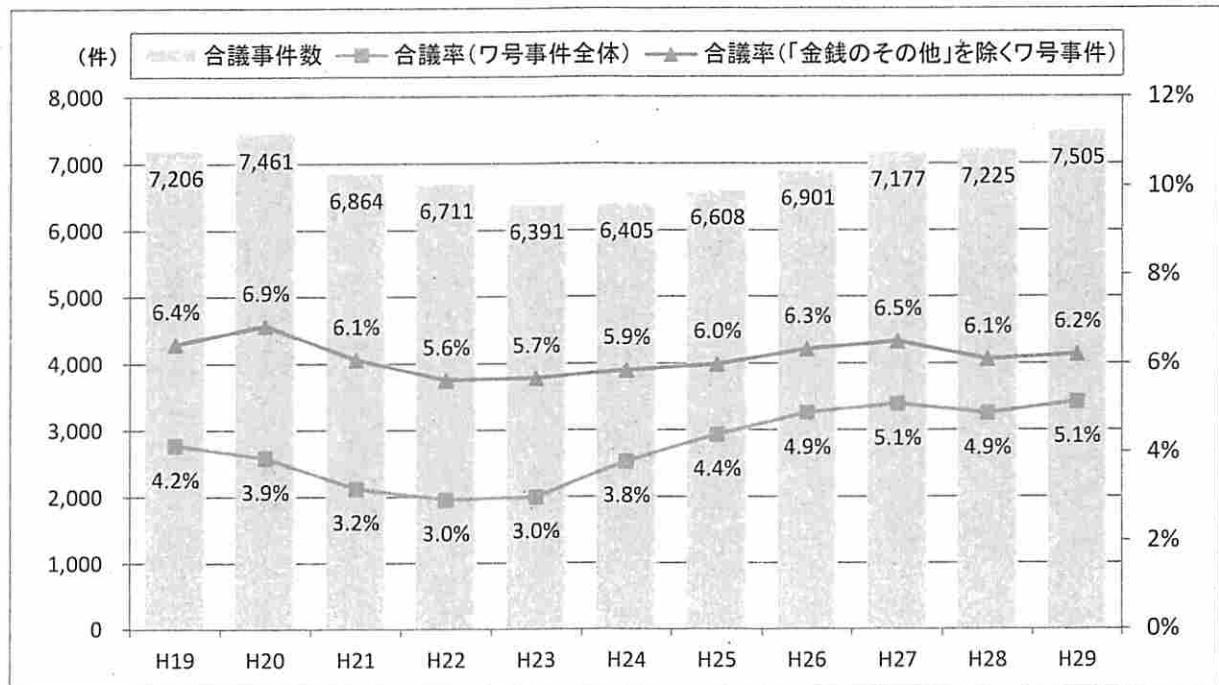


【グラフ10】簡裁控訴（レ号事件）の新受・既済・未済件数の推移

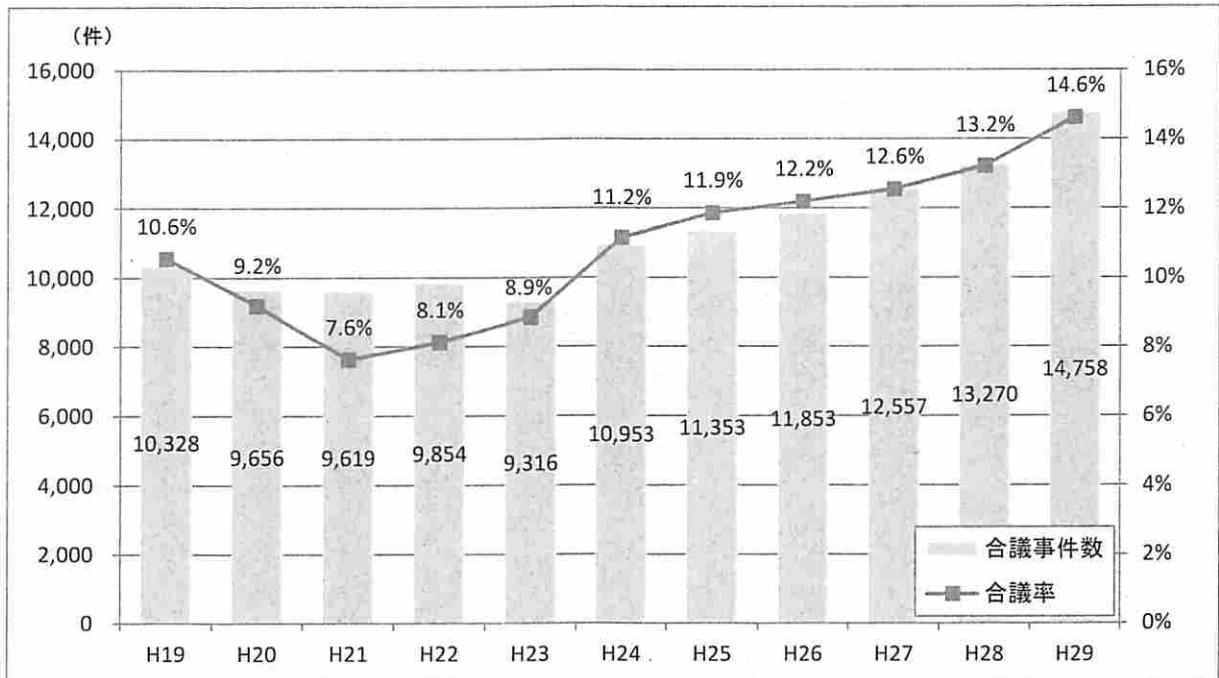


<sup>5</sup> 人事訴訟事件及び知財高裁の事件を含む。

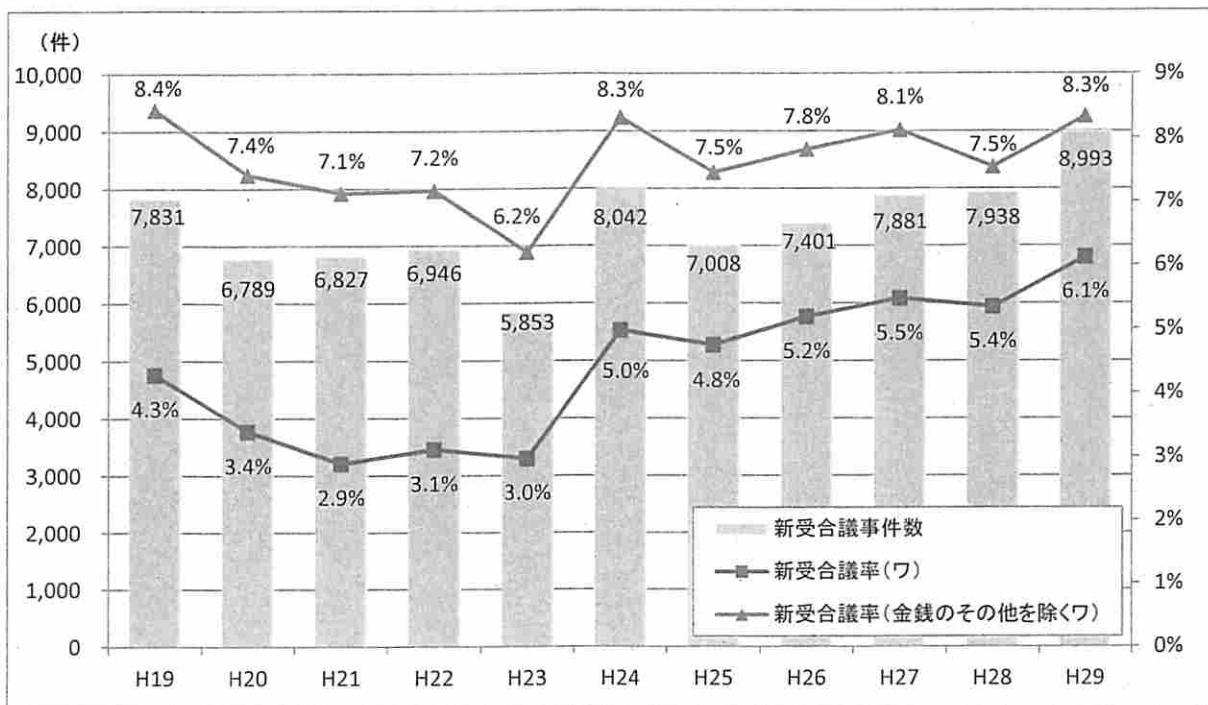
【グラフ11】既済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）



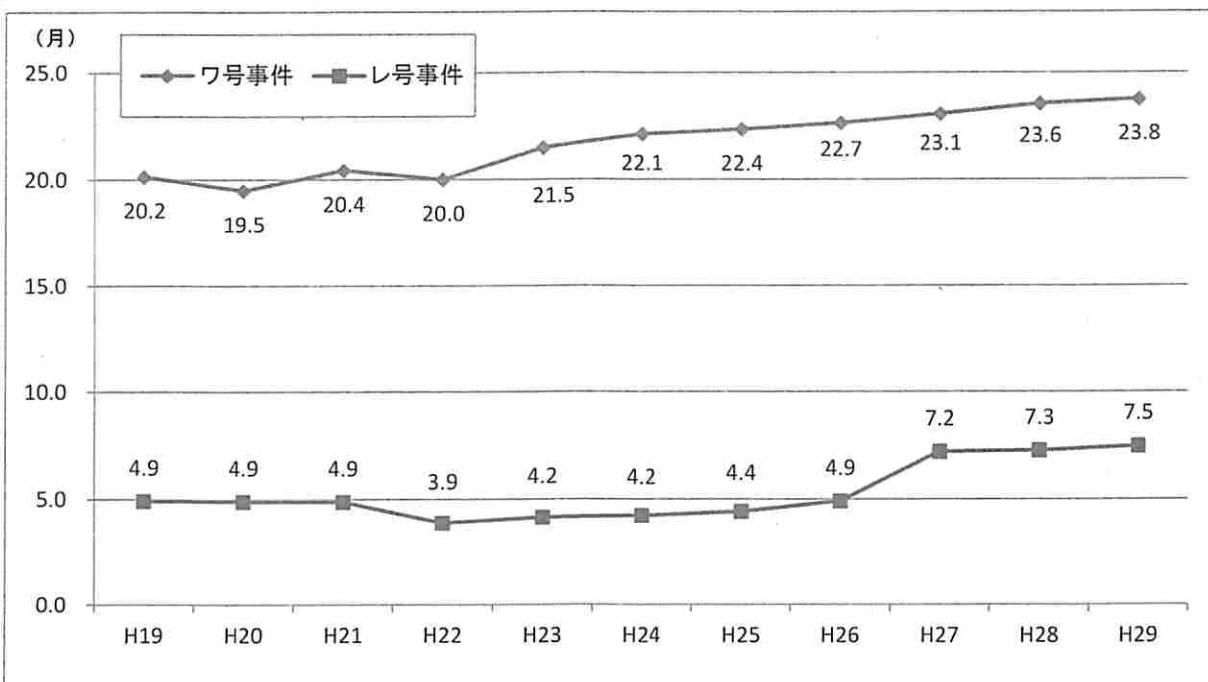
【グラフ12】未済事件の合議件数及び合議率の推移（ワ号事件）



【グラフ13】新受事件の合議件数<sup>6</sup>及び合議率<sup>7</sup>の推移（ワ号事件）



【グラフ14】合議事件（既済事件）の平均審理期間<sup>8</sup>の推移（ワ号事件・レ号事件）

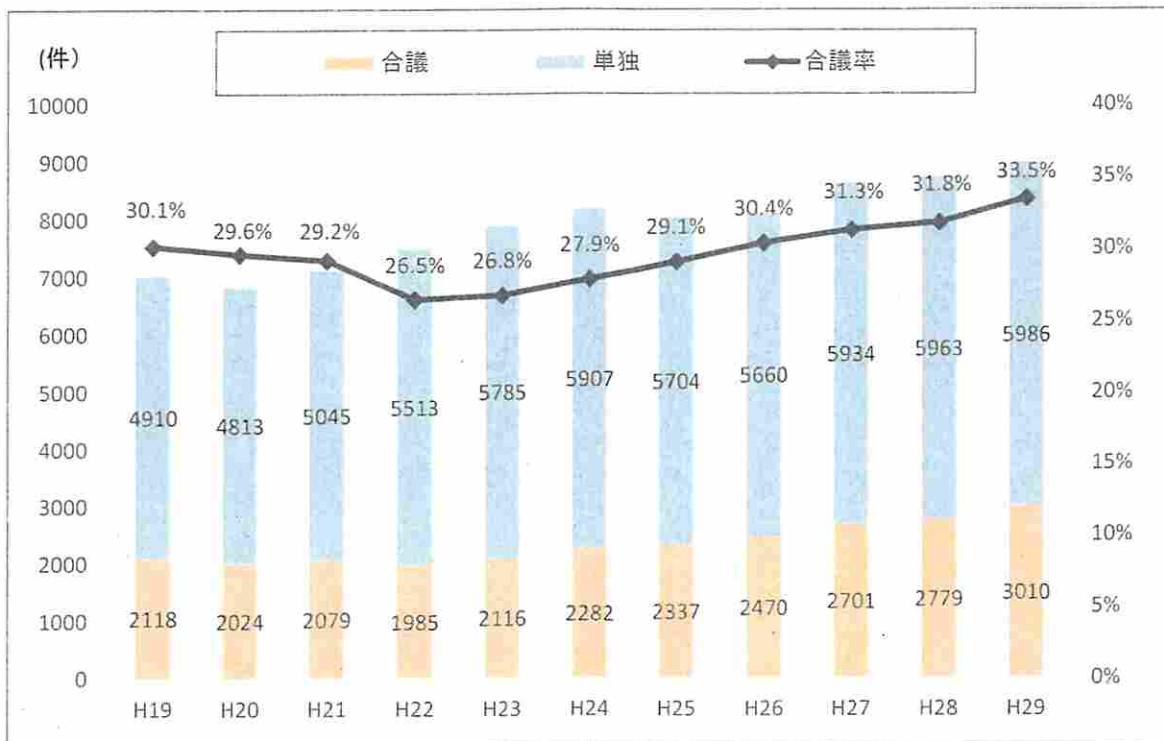


<sup>6</sup> 当該年に既済となった合議事件数と同年末に未済となっている合議事件数の合計値から、その前年末に未済となっていた合議事件数を引いた件数を、当該年の新受の合議事件数として算出している。

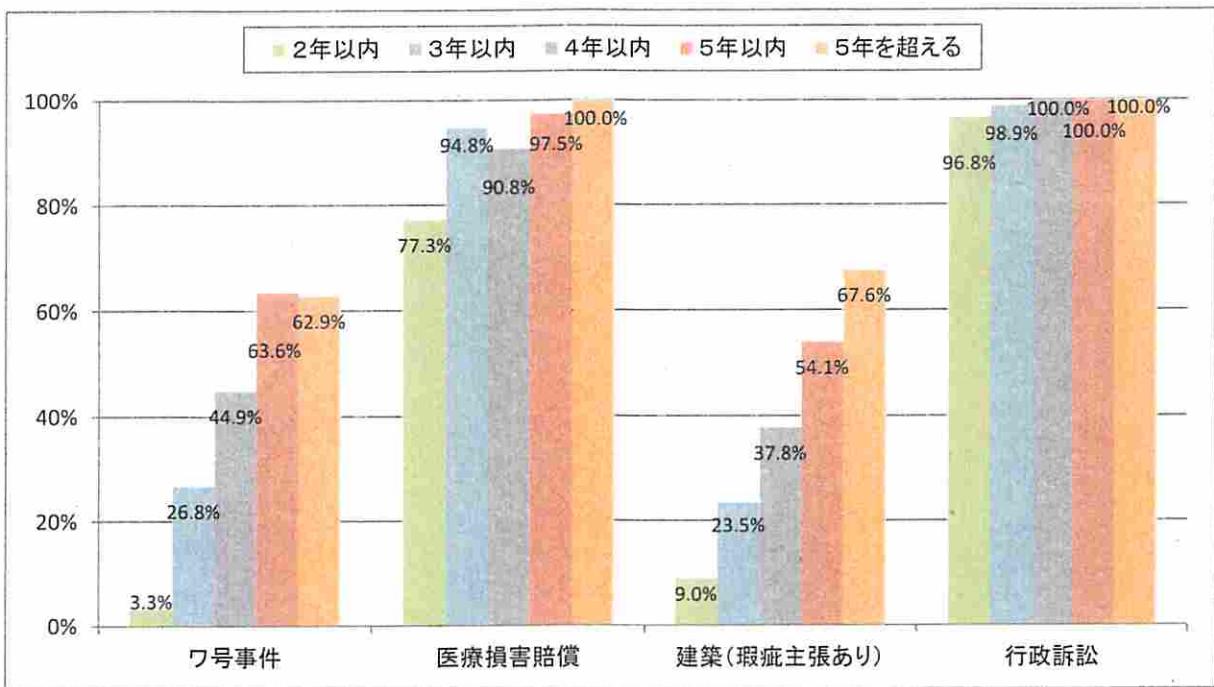
<sup>7</sup> 「新受合議率（金銭のその他を除くワ）」は分母となる単独及び合議の新受件数から「金銭のその他」を除いて算出した。

<sup>8</sup> 平均審理期間は代表値を用いている。

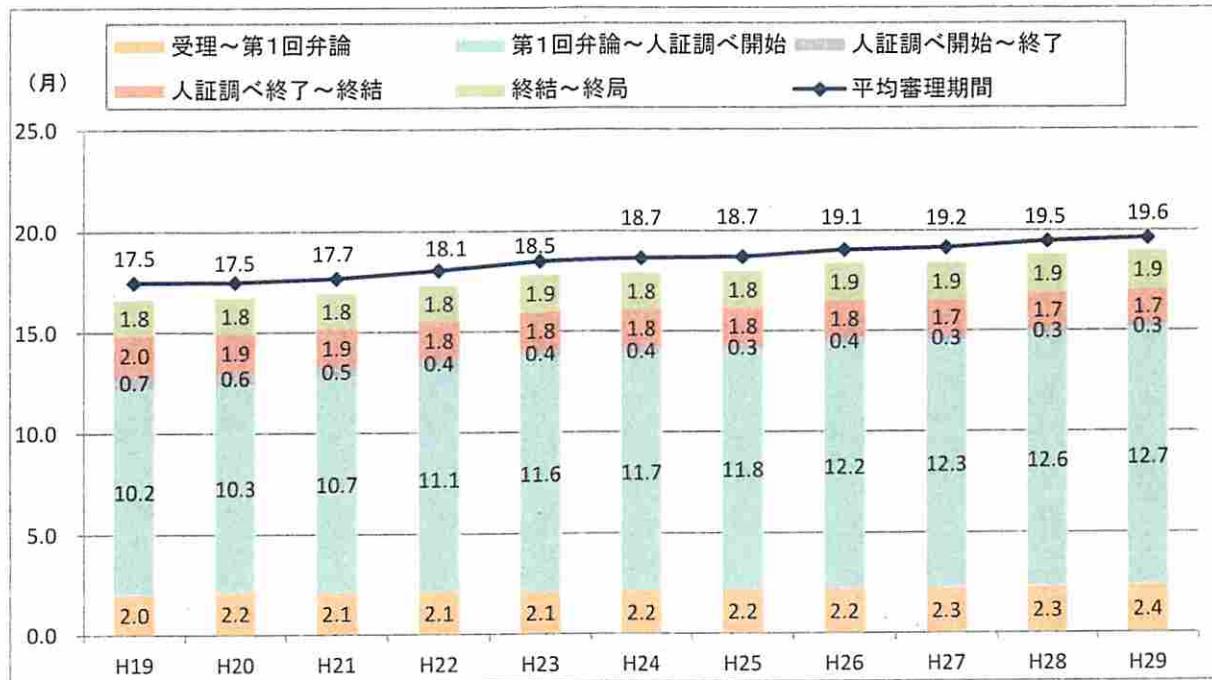
【グラフ15】審理期間2年を超える合議・単独事件数及び合議率の推移（ワ号事件）



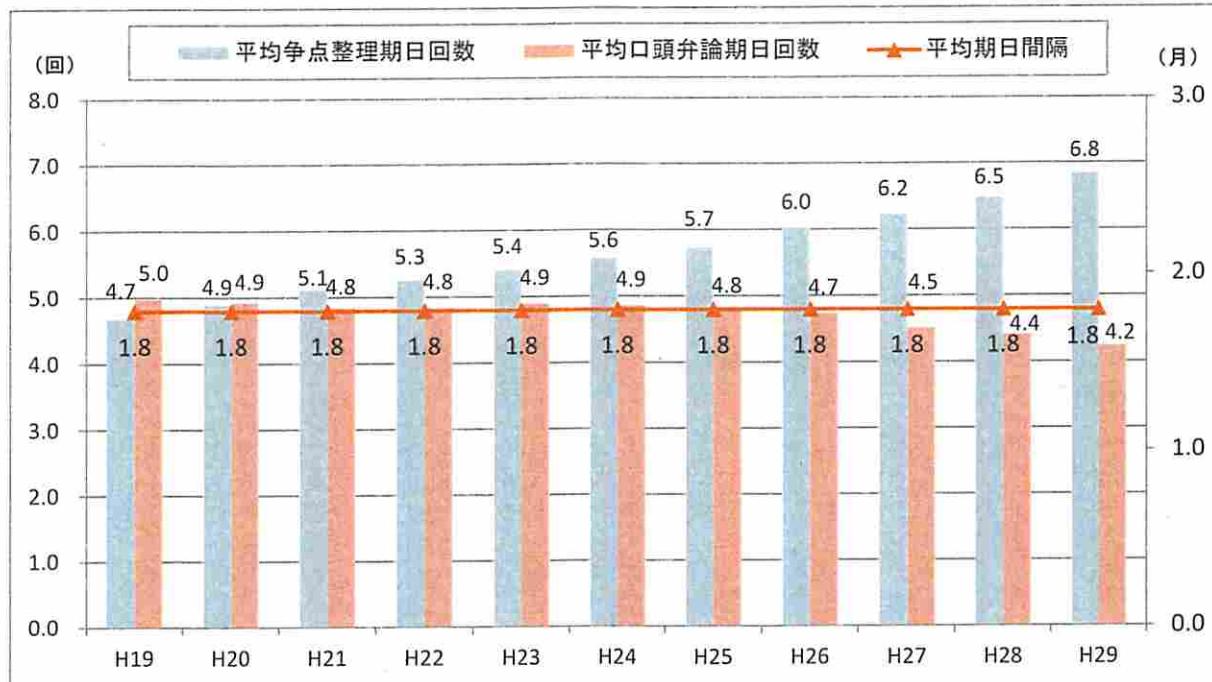
【グラフ16】事件類型別既済事件の審理期間別の合議率（平成29年）



【グラフ17】単独事件の手続段階別平均期間<sup>9</sup>の推移（人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件）



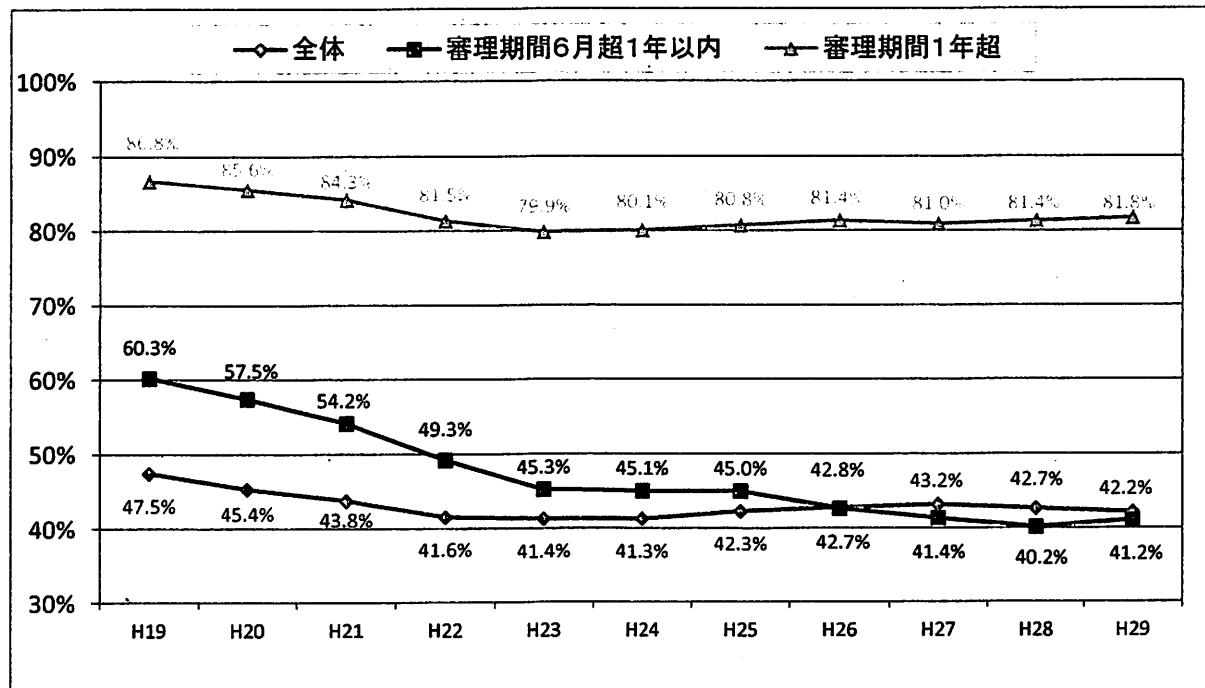
【グラフ18】単独事件の平均期日回数及び平均期日間隔<sup>10</sup>の推移（人証調べを実施して対席判決で終局したワ号事件）



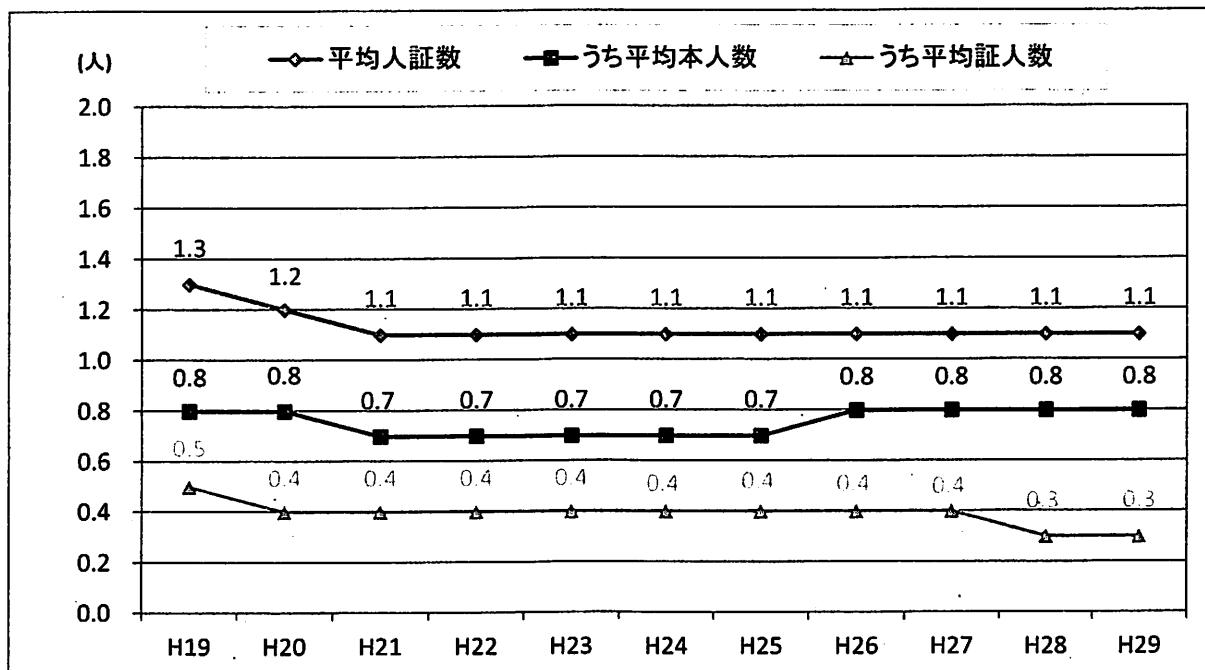
<sup>9</sup> 【グラフ3】と同様、手続段階別平均期間は実数値（N値）、全体の平均審理期間は代表値を用いている。

<sup>10</sup> ここで平均期日間隔とは、平均審理期間を平均期日回数（平均口頭弁論期日回数（準備的口頭弁論期日及び判決言渡期日を除く口頭弁論期日の平均回数）と平均争点整理期日回数（準備的口頭弁論期日及び弁論準備手続期日の合計の平均回数）の合計値）で除した数値である。

【グラフ19】単独事件の人証調べ実施率の推移（対席判決で終局した「金銭のその他」を除くワ号事件）

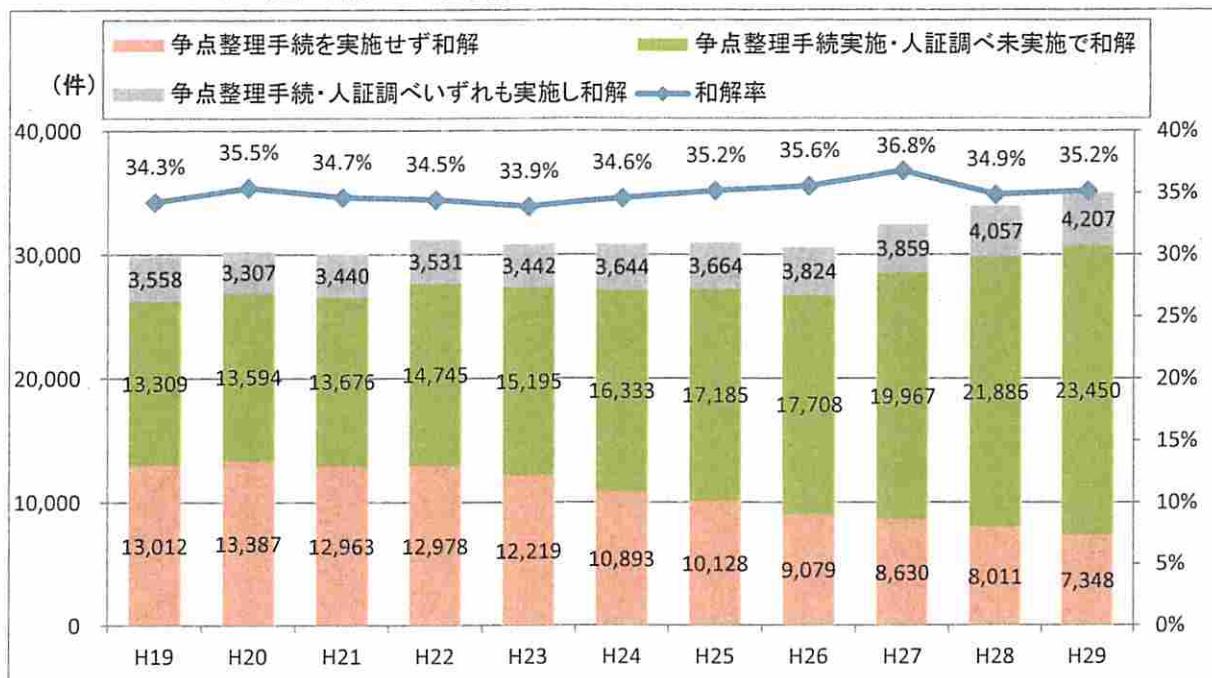


【グラフ20】単独事件の平均人証数等<sup>11</sup>の推移（対席判決で終局した「金銭のその他」を除くワ号事件）



<sup>11</sup> 平均人証数は、平均本人数と平均証人數の合計である。ただし、端数処理の関係上、平均本人数と平均証人數の合計値が平均人証数と合致しない場合がある。

【グラフ21】単独事件の和解率<sup>12</sup>等の推移（争点整理手続<sup>13</sup>実施別・人証調べ実施別「金銭のその他」を除くワ号事件）<sup>14</sup>



<sup>12</sup> 和解率は、「金銭のその他」を除くワ号単独事件の終局事件のうち和解で終局した事件の割合をいう。

<sup>13</sup> 準備的口頭弁論、弁論準備手続又は書面による準備手続のいずれかが実施された事件をいう。

<sup>14</sup> グラフの「争点整理手続を実施せず和解」とは、「金銭のその他」を除くワ号単独事件のうち、争点整理手続未実施で和解により終局した事件を、「争点整理手続実施・人証調べ未実施で和解」とは、上記事件のうち、争点整理手続を実施したが、人証調べ未実施で和解により終局した事件を、「争点整理手続・人証調べいずれも実施し和解」とは、上記事件のうち、争点整理手続を実施したうえ、人証調べも実施し和解で終局した事件を、それぞれいう。

## 平成30年度民事事件担当裁判官等事務打合せ 事前アンケート結果

### 目次

#### **協議事項第1・第2共通**

第1 現在の民事訴訟のプラクティスの課題について .....	3
1 部や庁の事件処理に関する具体的な課題・原因 .....	3
2 より良いプラクティスの在り方を意識した議論 .....	4

#### **協議事項第1 民事訴訟手続のIT化を通じ、裁判の質を向上させるために庁として取り組むべき課題**

##### **取り組むべき課題**

第2 民事訴訟手続のIT化について .....	7
1 現行法の下でITを活用し、充実した争点整理を行うための方策 .....	7
(1) ウェブ会議の活用 .....	7
ア ウェブ会議を活用した争点整理の利点 .....	7
イ ウェブ会議を活用した争点整理に適した事件類型 .....	8
ウ ウェブ会議を活用して充実した争点整理を行う上でのあい路 .....	10
エ ウェブ会議を活用して充実した争点整理を行う上で必要な機器やソフトウェア .....	13
(2) ウェブ会議以外の方策 .....	14
(3) ITを活用して充実した争点整理を行う上での書記官の果たすべき役割 .....	15
2 制度改正を見据え、争点中心型の審理判断を行うためのIT活用の在り方 .....	18
(1) 訴訟記録全体を電子化した場合の利点・あい路 .....	18
(2) ITの活用により、簡易迅速な事件処理やメリハリの付いた効率的・効果的な審理を一層実現するための方策や制度改正 .....	20
(3) ITを活用して充実した審理を行うための争点整理に関する制度改正 .....	22
(4) ITを活用して充実した審理を行うための証拠調べに関する制度改正 .....	24
(5) ITを活用して充実した審理を行うという観点から書記官が果たすべき役割・役割を果たすために必要な制度改正 .....	25
(6) 現行法の枠組みにとらわれずに充実した審理を行うためのITツールの活用 .....	27
3 IT化に向けた裁判所全体での意見交換等を活性化するための方策 .....	31
(1) IT化に向けた全国的な意見交換等を活性化するための方策 .....	31

- (2) IT化に向けた高裁管内全体での意見交換等を活性化するための方策……… 32
- (3) IT化に向けた全庁的な意見交換等を活性化するための方策……… 33

**協議事項第2 合議体による審理の充実・活用を全庁的に進め、裁判の質を向上させる**

**ために庁として取り組むべき課題**

- 第3 合議の充実・活用の取組…………… 34
- 1 部や庁の事件処理の課題を解決する方策としての合議の充実・活用の取組……… 34
  - (1) 合議の充実・活用により効果的に解決し得る課題…………… 34
  - (2) これまでの合議の充実・活用の取組の効果…………… 35
- 2 司法研究を踏まえ合議の充実・活用の取組を全庁的に更に進めるための方策……… 38
  - (1) 合議相当事件についての認識を共有し、適切に付合議する上での課題・方策……… 38
  - (2) 付合議事件を適正迅速に審理判断する上での課題・方策…………… 40
  - (3) 合議の充実・活用を支える環境整備を全庁的に進める上での課題・方策……… 42

## 協議事項第1・第2共通

### 第1 現在の民事訴訟のプラクティスの課題について

- 1 現在所属する部や庁の事件処理に関する具体的な課題（例えば、審理運営方法、係属する事件の質・量、構成員の経験・力量・意識等に関するものが考えられます。）にはどのようなものがありますか。また、その原因をどのように分析していますか。（自由記載）

※ 【】は課題として指摘された事項、「・」はその原因として指摘された事項である。

#### 【長期未済事件、審理の長期化】

- ・ 複雑困難事件の増加
- ・ 裁判官の準備不足
- ・ 裁判官の力量不足
- ・ 非定型な事件や専門訴訟等の審理のノウハウ不足
- ・ 合議の充実・活用が不十分
- ・ 専門訴訟における専門家不足
- ・ 当事者の準備・力量不足
- ・ 当事者との期日調整が困難、期日間隔が長い
- ・ 政策形成訴訟における他の訴訟の進行の影響

#### 【審理判断の質の向上が困難】

- ・ 争点整理（当事者との口頭議論や争点の認識共有等）や事実認定が不十分
- ・ 裁判官の準備不足（多忙等）
- ・ 裁判官の経験・力量不足
- ・ 審理運営のノウハウの共有・継承不足
- ・ 合議のノウハウ不足
- ・ 書記官の関与の程度の判断が困難
- ・ 当事者の準備不足
- ・ 当事者のこだわり・感情的対立の激しい事件の増加

#### 【事件数・負担の増加への対応が困難】

- ・ 簡裁控訴事件（交通）の増加
- ・ 事件数に比してマンパワー不足等

#### 【事件の専門化・複雑化への対応が困難】

- ・ 裁判官の力量向上が困難

- ・ 審理のノウハウ不足
- ・ 合議の在り方の問題
- ・ 専門家不足

2 現在所属する庁において、裁判官相互又は裁判官と書記官との間で以下の事項に関して、個別の事案を超えてより良いプラクティスの在り方を意識した議論をしたことありますか。「したことがある」と回答された場合には議論の具体的な内容について、「したことがない」と回答された場合にはその理由も併せて回答してください。(自由記載)

※(したことがある)の「○」は議論の形態、「・」は議論の内容に関する主な回答。

(したことがない)の「・」はその理由に関する主な回答。

ア 口頭議論の活性化等による争点整理の充実

(したことがある) 13庁

- 部内外での裁判官同士の意見交換、単独事件についての右陪席クラスによる意見交換等
  - ・ 口頭議論の活性化方策（期日間準備、期日間釈明、暫定的心証開示、疑問点の指摘、自由な議論の確保等）や労働審判手続のノウハウの活用の可能性、調書記載の在り方等につき議論
  - ・ 控訴審判決と原審判決を用いた議論
- 専門事件の審理マニュアルの作成（審理モデル、事前に提出を求める書証、審理に用いるツールの列挙等）
- 右陪席裁判官による模擬弁論準備の実施
- 他部の部総括の手続見学の実施
- 高裁との意見交換会
- 弁護士会有志との意見交換やアンケートの実施、その成果の裁判官への還元

(したことがない) 0庁

イ 必要十分な人証調べ

(したことがある) 11庁

- 部内外の裁判官相互の意見交換、単独事件についての右陪席クラスによる意見交換等
  - ・ 争点整理（口頭議論）を踏まえた効果的な尋問の申請・採否の在り方、人証の採否の基準、尋問時間、尋問手法等について議論

- ・ 核心についてのみ人証調べを行えば足りるという厳格な考え方と、当事者の意向を重視して緩やかに採否を検討する考え方について議論
- 三庁協議会（高裁・地裁・家裁）における意見交換
  - ・ 遺言無効を含む地裁、家裁にまたがる具体的な事例を設定し、人証のポイント、公証人の人証の要否等について議論
- 高裁との勉強会における具体的な判決を題材とした意見交換
- 弁護士会有志との間の意見交換
  - ・ 人証調べの実務の現状と課題について、陳述書のみ提出し人証申請をしないことの是非等を含め具体的な事例を素材にして議論

(したことがない) 2 庁

- ・ 個別の事案における検討が重要で、それをもって十分であり、一般的に議論をするまでの必要はないとの意見が多いが、高裁からの参考判決を基に議論したとの意見もあった。

ウ 和解勧試の要否、時期、方法等

(したことがある) 11 庁

- 部内外の裁判官相互の意見交換や単独事件についての右陪席クラスによる意見交換
  - ・ 審理の過程における和解勧試の位置づけ、和解勧試のタイミング、方法（書面か口頭か）、審理の初期段階や人証調べ前の段階での和解勧試における心証開示の在り方、説得の技法、和解条項作成に際しての留意点等について議論
- 高裁の裁判長との間の意見交換
  - ・ 和解勧試の技法等について経験を踏まえた講演や議論
- 弁護士会有志との意見交換やアンケートの実施、結果の分析、還元
  - ・ 和解の現状と在るべき姿、暫定的心証開示の時期及び方法等

(したことがない) 2 庁

- ・ 個別の事案における検討が重要で、それをもって十分であり、一般的に議論をするまでの必要はないとの考えが大勢である。

エ 判決書の内容、形式、分量等

(したことがある) 13 庁

- 部内外の裁判官相互の意見交換や、単独事件についての右陪席クラスによる意見交換

等

- ・ 判決書における説示の在り方(事実認定や理由の書き方等), 主張整理部分の書き方, 形式(新様式・旧様式の事案による得失, 書式等), 分量(全体のバランス)等について議論
  - ・ 一審と控訴審で判断が異なった事件を始め, 控訴審判決から窺われる課題等について議論
- 高裁の裁判官をオブザーバーにした勉強会
- ・ 判決書の内容, 形式等について議論
- 弁護士会有志へのアンケートの実施, 結果の分析, 還元

(したことがない) 〇序

## 協議事項第1 民事訴訟手続のIT化を通じ、裁判の質を向上させるために庁として取り組むべき課題

### 第2 民事訴訟手続のIT化について

#### 1 現行法の下でITを活用し、充実した争点整理を行うための方策

##### (1) ウェブ会議の活用

ア ウェブ会議（ビデオ通話を行わず、対面で画面共有やファイルの共同編集等を行う場合を含みます。以下同じ。）を活用して争点整理を行うことにはどのような利点があると考えていますか。これにより、前記第1の1で挙げた課題の解決につながることが期待できますか（利点がない、課題の解決につながることが期待できないと考えている場合には、その理由につき回答してください。）。（自由記載）

##### 【指摘された主な利点】

- ・ 口頭議論の活性化、コミュニケーションの円滑化が図られる。
- ・ 争点や期日間の準備事項等についての認識共有が促進される。
- ・ 主張書面の分量が減り、裁判官の事務の合理化、効率化につながる。
- ・ 当事者の出頭の負担が軽減される。
- ・ 期日調整が容易となる、期日間隔が短縮される。

##### 【ウェブ会議の活用により現在の民事訴訟のプラクティスの課題の解決につながることが期待できるとの意見】

- ・ 各期日が単に準備書面を交換する場ではなく、共通認識を構築するために議論する場であるという認識が当事者及び裁判所に浸透し、提出期限に対する認識も変わることにより、争点中心の審理運営が実現される。
- ・ 適時に証明を求めたり、主張立証準備の進行状況を確認できたりするようになるため、代理人弁護士の力量低下をカバーするという課題に対してある程度の対応ができる可能性がある。
- ・ 主張書面が最終的に1通となり、審理の迅速化に資するとともに、主張の位置付けの見落としがなくなる。記録のスリム化を図ることができ、裁判官交代時にスムーズな対応ができる可能性がある。
- ・ 認識共有の促進により「争点整理不十分」、「審理長期化」の課題解決につながる。
- ・ メッセージ機能やウェブ会議を進行管理目的、弁論準備を議論目的として手続を振り分けることにより期日回数を減らすことができ、「審理長期化」の課題解決につながる。
- ・ 争点整理における議論が活性化し、審理が迅速化することが期待でき、ひいては裁判官に

余力が生まれ、裁判の質の維持向上に資することが期待される。

**【ウェブ会議に利点がないとの意見、ウェブ会議の活用により現在の民事訴訟のプラクティスの課題の解決につながることが期待できないとの意見又は課題解決にはあい路がある等の意見】**

- ・ より積極的、主体的な裁判官による訴訟指揮が必要となる可能性がある。裁判所への依存傾向が高まる。
- ・ 争点整理に関する法曹の意識が変わらなければ効果は期待できない。
- ・ 当事者の準備不足はウェブ会議の活用により解決するとは考えにくい。
- ・ 対面での議論に比して意思疎通や共通認識の形成が困難である。
- ・ ファイル共有や共同編集、電子的複写が可能になることにより、かえって口頭議論が沈滞し、審理の混乱を招くおそれがある。
- ・ ウェブ会議の利点であると指摘される点は、紙媒体の手続でも一定程度実現可能であり、ウェブ会議の導入により直ちに課題の抜本的解決が図られることまでは期待できず、大規模複雑訴訟においては課題の解決にはつながりにくい。
- ・ 課題の原因（合議の充実・活用が不十分）に照らし、ウェブ会議の活用が直ちに課題解決につながることは期待できない。

**【その他】**

- ・ 共有すべき具体的データとして、診療経過一覧表等の現在利用されているものに加え、より一般的に、ロックダイヤグラムや時系列表の共有により争点の絞り込みが期待できるのではないか。
- ・ 今後も対面での議論や準備書面の重要性は否定されない。

イ ウェブ会議を活用した争点整理に適した事件類型（事件の内容、当事者の属性等）にはどのようなものがあると考えていますか。また、それらの事件の中でどのような手続（例：書面による準備手続、当事者の一方が出頭しない進行協議、当事者の一方が出頭しない弁論準備手続等）で活用することが効果的であると考えていますか。（自由記載）

**【事案の内容等に関する主な意見】**

**(ウェブ会議を活用した争点整理に適した事件)**

- ・ 複雑困難な事件を含め、争点整理案や各種一覧表を作成して、当事者と認識共有を図る必要性が高い事件、データ交換・共有化による整理が有用な事件（医療過誤・交通事故・建築瑕疵・相続関係・割増賃金等の各類型事件）

- ・ 争点が比較的単純な事件
- ・ ある程度争点や判断枠組みが類型化できる事件(交通事件, 建築事件, 残業代請求事件等)
- ・ プラクティスがある程度確立しており, 審理モデルがイメージしやすい専門訴訟(医療事件, 建築事件等)
- ・ 現地の状況を把握することが有益な事件(交通事件, 建築事件, 境界確定事件など)
- ・ グラフや図面など視覚的な資料が事案の把握や争点整理に当たって重要となる事件
- ・ 知財事件
- ・ 事件類型による制約はない。

(ウェブ会議を活用した争点整理に適しない事件)

- ・ 社会的耳目を集め弁論で進行すべき事件は適しない。

【当事者の属性等に関する主な意見】

(ウェブ会議を活用した争点整理に適する事件)

- ・ 双方に代理人が選任されている事件
- ・ 代理人の一方又は双方が遠方に所在するなどにより, 出頭が困難な事件
- ・ 訴額が低く, 当事者にとって出頭に伴うコストが見合わない事案

(ウェブ会議を活用した争点整理に適しない事件)

- ・ 本人訴訟

【ウェブ会議を活用することが効果的であると考えられる手続に関する主な意見】

(双方当事者がウェブ会議の方法により関与する場合)

- ・ 書面による準備手続における協議(民訴法176条3項)
- ・ 事実上の打合せ

(一方当事者がウェブ会議の方法により関与する場合)

- ・ 一方当事者が出頭しない弁論準備手続
- ・ 一方当事者が出頭しない進行協議(裁判所と一方当事者が現地に赴いて行う進行協議)

(その他)

- ・ どのような手続で活用することが効果的であるかは, 当該事件の個性等を踏まえて, 個別的に, かつ, 柔軟に検討する必要がある(重要な局面では, 出頭して裁判官と直接議論したいとの希望を抱く弁護士もいる。)。

ウ ウェブ会議を活用して充実した争点整理を行う上で、どのようなあい路があると考えていますか。また、それを克服するための工夫として、どのようなものが考えられますか。(自由記載)

あい路(主な意見)	工夫(主な意見)
<b>争点整理の手法に関するもの</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>共通のファイルへの書き込み作業を当事者に委ねると、背景事情と主要事実・重要な間接事実を切り分けないまま主張が位置付けられ、争点が拡散するおそれがある。また、争点整理途上の作成物の位置づけを明確にしない限り、かえって自由闊達な議論ないし書き込みを萎縮させる。</li> <li>録画の懸念から口頭協議が後退する。</li> <li>ファイル共同編集等は、事前準備に時間がかかり、期日でもメモ編集等のため訴訟指揮に集中できず、結局利用されなくなる。</li> <li>ファイルの共同編集に注力するあまり、期日を要する時間が増大したり、かえって口頭議論が疎かになったりする懸念がある。</li> <li>重要書証の原本確認が疎かになる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所が期日の進行においてより一層インシシアチブを発揮し、争点整理案の原案を作成するなど相応の労力を費やして主導的に争点を整理していく必要がある。</li> <li>録画の利用ルールを設け、当事者と合意する(理論上は訴訟契約)。</li> <li>メモの趣旨、内容、作成方法等につき、あるべき運用を弁護士会と協議する。</li> <li>ウェブ会議を利用するか否かを適切に判断する。</li> <li>ツールの活用目的の認識共有</li> <li>書証の原本確認の徹底</li> <li>膝詰めの議論で行っていた口頭議論をウェブ会議で行うためには、代理人の協力が不可欠であり、裁判官もわかりやすい発言に努めるなど、より一層の手続運営の工夫を行う必要がある。そのために弁護士会との手続運営に関する理解の共有が重要である。</li> </ul>

当事者、弁護士の訴訟追行に関するもの	
<ul style="list-style-type: none"> <li>①情報過多(インフレーション)への懸念や、</li> <li>②期日概念の希薄化による弁護士の協力不足、また、これに起因する手続渋滞、③弁護士の依頼者へのグリップ力の低下や関係希薄化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来からある問題でもあり、受訴裁判所の的確な訴訟指揮により解決するほかないと考えられる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>対面で手続を進行しないため、当事者が求釈明に対する回答をしない、主張を変遷させる、争点整理が相当進んだ段階で新たな主張を提出するなどの事態(不熱心な訴訟追行)に対応することが困難になる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不熱心な訴訟追行に対するサンクションの強化・創設(失権効の創設、真実擬制の適用、時機に後れた攻撃防御方法の却下の活用等)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ファイルの共同編集等の活用や、口頭議論の結果の取りまとめをすることにより、代理人によっては、裁判所への依存を高め、かえって充実した争点整理の実現を損なうおそれもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初は事件を選んでウェブ会議を活用し、運用を確立し、成果を挙げていく必要があると思われる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>依頼者の言い分を要約したり取捨選択したりすることを嫌う弁護士の協力を得られない。</li> <li>準備書面の冗長化や顔を合わせないによる攻撃的な発言など、当事者による不適切な訴訟活動を招く可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IT化のコンセプトや当事者にとっての利点を丁寧に説明するほか(弁護士会に対する説明を含む。)。</li> <li>ウェブ会議を利用するか否かを適切に判断する。</li> </ul>
裁判官の負担等に関するもの	
<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所が主導するため過重な負担が生じる可能性がある。</li> <li>ウェブ会議における機器の操作、当事者との共有画面に基づく協議、ファイルの共同編集等による争点や準備事項等の確認を、裁判官単独で行うことは困難</li> <li>①担当裁判官の負担増、②担当裁判官の力量向上、③担当裁判官の意識向上といった、手続主宰者としての裁判官の負担の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所の権限の強化</li> <li>単独事件を前提にすると、事案の内容をよく理解した書記官による補助が必要(書記官による機器の操作のほか、争点整理の結果の入力が期待される。)</li> <li>本取組に基づいた具体的な模範モデルの提供(IT版の「民事判決起案の手引き」やIT版「民事訴訟第一審審理の手続解説」)</li> </ul>

裁判所、弁護士及び本人のIT環境の整備、IT機器の操作への習熟等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>情報リテラシーの不足した当事者、代理人、裁判官の存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯端末だけでも参加可能な審理モデルの構築</li> <li>ITサポート及びセキュリティを総合的に担う新たなポストの態勢の設置等</li> <li>裁判所のウェブサイトに機器の操作に関する丁寧な解説を掲載する。</li> <li>マニュアルの整備や講習会の開催</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ウェブ環境の整備</li> <li>機器が貧弱であると使い勝手が悪くなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士会とも意見交換をしつつ、必要十分な設備を確保</li> <li>裁判所として必要と考えるシステム仕様を早期に公表し、当事者に導入等を促す</li> <li>充実した機器の導入</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>代理人側に機器がなくウェブ会議が開けない。</li> <li>本人訴訟やIT機器に習熟していない代理人の場合は、ウェブ会議、特にファイルの共同編集の方法は適さない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安価かつ汎用性の高い機器の導入、機器導入に対するインセンティブの付与</li> <li>当面、本人訴訟の場合はウェブ会議による争点整理は避ける。代理人については、弁護士会との模擬裁判を通じて、習熟の機会を設ける必要がある。</li> </ul>
セキュリティに関するもの	
<ul style="list-style-type: none"> <li>情報流出防止といったセキュリティ問題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報管理のルールの徹底等</li> <li>セキュリティ対策の十分なソフトを使い、セキュリティーポリシーを設け、当事者と同意する（理論上は訴訟契約）。</li> <li>堅固なセキュリティの構築</li> </ul>
機器、システムの不具合等に関するもの	
<ul style="list-style-type: none"> <li>機器の不具合、操作性、タブレット内蔵カメラ又はマイクの性能の限界</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器の不具合への迅速な対応態勢の確保</li> </ul>

その他	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワンドライブを使用するとした場合、アップロードされているファイルについて改ざん等が懸念される。</li> <li>・ 膨大なデータについての誤消去、改ざん、他事件のデータとの混同の防止等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更履歴（日時、主体）が表示されるソフトにすることで一定の手当はできるか。</li> <li>・ 情報管理のルール及び弁護士倫理の徹底等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カメラに写らない場所の状況が直ちに把握できず、傍聴人などの把握が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウェブ会議を行う場所について一定の制約を設ける。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウェブ会議の場所が足りない。</li> <li>・ ウェブ会議予定が過密となり、画面を注視する時間が長くなると、裁判官・職員の健康に影響がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 裁判官室でのウェブ会議開催</li> <li>・ 進行管理の在り方、健康管理の在り方を再検討し、周知する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事者への周知、当事者の理解及び協力（運営及び設備面ともに）を得られるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準備期間を十分に設ける（弁護士会に対する周知や意見交換等）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （本人訴訟の場合）非弁活動を招く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人訴訟ではウェブ会議を行わない。</li> </ul>

エ ウェブ会議を活用して充実した争点整理を行う上で、①どのような機器（例：タブレット型端末、外付けディスプレイ●台等。具体的なスペック等も必要に応じて記載。）や、②どのような機能（例：高画質のビデオ通話機能、画面共有機能、ファイル共同編集機能、録音・録画機能等）を備えたソフトウェアが必要であると考えますか。その理由（活用方法）も併せて回答してください。（自由記載）

#### 【機器についての主な意見】

- ・ タブレット端末又はノート型端末
- ・ 外付けディスプレイ（大型のもの2～3台）
- ・ 外付けカメラ（高画質、広角のもの）
- ・ スピーカーマイク
- ・ スキャナー
- ・ 書画カメラ
- ・ ヘッドセット

【機能についての主な意見】

- ・ 高画質のビデオ通話機能
- ・ 画面共有機能
- ・ ファイル共有、共同編集機能
- ・ 画面への手書き入力機能
- ・ 音声認識による入力機能
- ・ 履歴の確認ができるインスタントメッセージ機能

【その他】

- ・ 十分な通信速度を安定的に維持可能な回線が必要

(2) ウェブ会議以外の方策

現行法の下で充実した争点整理を行うために、ウェブ会議以外に、どのようなITツールを、どのような事件類型（事件の内容、当事者の属性等）で、どのように活用することが考えられますか。それにより、前記第1の1で挙げた具体的な課題の解決につながることが期待できますか。（自由記載）

【ウェブ会議以外のITツールの活用】

- 判例データベース、法令データベースへの簡易迅速なアクセス
- メール、メッセージ機能等による当事者又は代理人との連絡
- ITツールを用いた検証、現況のオンライン配信等
- VRや3D動画等による事故状況の再現等
- 期日調整ツール、書面の提出期限管理・自動督促ツール等
- クラウドの活用等
- その他
  - ・ AIの活用により、当事者が、訴訟物の選択や、特定の訴訟物に関する要件事実の認識、関連判例の内容等を把握できるようにする。
  - ・ データ交換が有用となる類型の事件につき、現在公表されている遺留分計算ソフトや時間外割増賃金計算ソフト（きょうとソフト）を模範とした汎用性あるエクセル利用ソフトの開発及び一般的使用を推進する。
  - ・ オンライン書式の充実
  - ・ 会話の自動反訳ソフト
  - ・ 動画再生、プレゼン用ソフト

- ・ プロジェクト管理ソフトにより事件処理の優先順位を管理

【課題の解決につながるかについての意見】

- ・ メッセージ機能を用いて連絡を取り合いながら、最終準備書面以外の書面を全てデータでやり取りして陳述しない扱いとし、争点整理後に作成した最終準備書面のみを陳述させる方法で、適時に証明を求め、準備を促すことによって代理人弁護士の力量低下をカバーしたり、記録のスリム化を図ることで裁判官交代時にスムーズな対応ができたりする可能性がある。
- ・ ①プロジェクト管理ソフトにより事件処理の優先順位を管理し、進行管理を合理化することで、審理長期化の解決につながり、裁判官の時間を確保する。②争点整理中、準備書面の提出に代え、準備書面データのクラウド提出を行い、議論の結果を踏まえた最終版のみを陳述することで争点整理を分かりやすくし、不十分な争点整理の解決につながる。
- ・ ①メッセージ機能（当事者と簡易に連絡を取ることができるもの）、②会話の自動反訳ソフト、③動画再生、プレゼン用ソフト、④書面の提出管理について、IT機器を通じて代理人に催告できるソフトの導入により、より一層課題の解決につながることが期待できる。
- ・ 裁判所と代理人との間で指示・確認等やファイル（争点整理案等）のやり取りを行うために、メール、メッセージ機能、掲示板（メッセージボード）を活用する。また、期日の内容を調書又は電子ファイルに記載し、当事者が自由にアクセスできるようにする。これにより、認識の共通化が図られ、争点整理が充実することが期待できる。
- ・ 課題の原因（合議の充実・活用が不十分）に照らし、これらの活用が直ちにその解決につながることは期待できないと考えられる。

(3) ITを活用して充実した争点整理を行う上で書記官の果たすべき役割

現行法の下でITを活用して充実した争点整理を行う上で、書記官はどのような役割（例：争点整理結果の記録化、期日間の進行管理等）を果たすべきと考えますか。（自由記載）

○ 公証事務、争点整理結果の記録化

- ・ 争点整理結果の記録化の在り方については、手続の公証機能や争点整理の経過・結果の報告機能といった調書や結果メモ等の作成目的を勘案しつつ、裁判官と書記官の協働の観点から検討が必要
- ・ 期日における協議により争点整理を行う場合には、その結果の記録化に当たり、書記官が、協議の内容・位置付けを十分に理解し、協議の結果を整理した書面（調書に添付する）を作成することが考えられる。

- ・ 裁判官がIT機器を操作しながら充実した活発な口頭議論を行う場合、期日経過の記録化まで行うことは困難になるから、書記官が期日に立ち会う場面が増える。その場合、現行法下の手続である限り、書記官の役割は基本的に変わらないであろうが、書記官は、裁判官作成のメモに頼らず、IT化により生じた余力を事前準備に充てた上で、自ら調書記載事項をまとめることになる。
- ・ 事件によっては、裁判官が双方代理人と議論しながら文書を作成するのは困難であろうから、書記官が協議に立ち会って、確認する争点の内容、次回の準備事項、期日の結果メモなどの文書を作成し、裁判官が確認した上で共有フォルダにアップし、双方代理人と認識を共有することも考えられる。
- ・ その場で和解条項を作成し、当事者に確認してもらう。
- ・ ファイルの共同編集等に対する関与については、書記官が立ち会って共同編集等に関与することは裁判官の直接関与に比べて非効率的であり、事案を深く理解する必要もあることから、全ての書記官の標準的な事務とすることは困難
- ・ 争点整理結果の記録化事務としては、最終的な成果物は調書に添付する一方、その過程では次回期日等を要約記載した経過表を作成することになるのではないか。
- ・ 裁判官に口頭議論に集中してもらうには書記官が期日に立ち会って争点整理結果の入力を補助して記録化を担うべき。
- ・ メリハリのある期日進行により、録画を利用しない場合の争点整理結果の記録化をすべき。

#### ○ 進行管理事務

- ・ 主張等の提出データの管理のほか、当事者からの連絡、照会等の増加が想定されることから、書記官には情報の優先度や重要性を判断し、裁判官との確に共有する役割が求められる。
- ・ スマートフォンのメール等の活用により、より効率的な期日間の提出物の管理が可能となる。
- ・ IT機器を通じ、当事者の事前準備事項の督促や次回期日に向けた準備事項の連絡を行い、充実した争点整理に寄与する。
- ・ 期日間の進行管理については、提出された準備書面の記載内容が前回期日における課題等に沿ったものかを確認する等、争点整理の一端を担う方向性にシフトするのではないか。
- ・ 進行管理の重要性は変わらないが、従前以上に裁判官との意思疎通を図る必要があるので、進行状況や当事者から聴取した情報等をデータで共有できる態勢が必要である。

- 記録管理事務
  - ・ 裁判官の指示を受けて正式な書面となるものとならないものを区分けして整理する。
  - ・ 当事者から提出されたデータ等の分類・整理のほか、各期日で確認された争点整理結果のデータが事後に改変されないように管理する。
- 法令等調査業務等、裁判官の判断補助
- 当事者の連絡先メールアドレスの管理等
- I T機器の操作
- システム・機器の管理運用業務
- 情報セキュリティ関連業務
- I Tリテラシーの補完業務
- 窓口対応

## 2 制度改正を見据え、争点中心型の審理判断を行うためのIT活用の在り方

(1) 主張や証拠の提出をオンラインで行うものとし、訴訟記録全体を電子化した場合、審理運営の適正化や裁判所の事務の効率化の観点から、どのような利点及びあい路があると考えられますか。これにより、前記第1の1で挙げた具体的な課題の解決につながることが期待できますか。(自由記載)

### 【指摘された主な利点】

- 記録の作成・保管の容易化
- 記録の保管スペースの削減
- 送達事務の効率化（印紙・郵券保管の効率化を含む。）
- 提出物の受付事務等の効率化、書面の提出管理事務等の効率化
- 記録の閲覧・賛写事務の効率化
- 過誤防止
  - ・ 電子的点検による過誤防止
  - ・ 記録の散逸や差し替えのおそれがなくなる。
  - ・ 記録紛失等の過誤防止
  - ・ 郵券取扱いの廃止による過誤防止
- 裁判官の記録検討の効率化
  - ・ 情報検索の容易化、当事者の主張や図面等の対比の容易化
  - ・ 主張と証拠のリンク等による裁判官の記録検討等の効率化
- 争点整理案、判決書等の作成の省力化
- 在宅勤務の実現
- その他
  - ・ 執務室（裁判官室・書記官室）・法廷間や、配属部・訟廷間、原審・上訴審間等の記録のやり取りを簡易・迅速に行うことができる。
  - ・ 審理運営の回転率の向上
  - ・ 合議の効率化（合議準備の省力化、在宅合議の可能性）
  - ・ アクセスが困難な支部における審理の充実・迅速化等
  - ・ 地理的因素を基準とした土地管轄を維持する必要性が低減し、移送が容易になる。
  - ・ 当事者からの記録アクセスが容易になり、審理運営が透明化する。

### 【指摘された主なあい路】

- 書面等の適切な分類・整理の必要性
  - ・ 主張書面（陳述済みのものと未陳述のものの区別を含む。）、証拠（提出済みのものと

未提出のものの区別を含む。), その他の書面等が適切に分類されないと, 判決の基礎とできない主張書面・証拠に基づき判断を行う危険性がある。

- 記録の一覧性の低下
- 主張や証拠のインフレ化のおそれ
- 書証の原本確認が困難
- 紙媒体の記録との併存の可能性
- 秘匿情報の取扱い等が困難
- セキュリティ対策の必要性
- その他
  - ・ 担当事件全体を見直し, メリハリをつけ, ITを活用して充実した議論等を行うための時間を確保しなければ, IT化のメリットが十分に得られない。
  - ・ 当事者によるウェブ会議の自由な録画録音・保存・外部公開を制限する必要がある。
  - ・ 移送が容易になる結果, 事件が裁判所によって偏るおそれがある。
  - ・ 電子情報に不慣れあるいは消極的な裁判官・当事者が, 書面提出が許される例外の利用を多用すると, 電子化が空洞化するおそれがある。
  - ・ ITを利用できない者の裁判を受ける権利を侵害するおそれがある。
  - ・ 画面を長時間見ながらの作業は心身に負荷がかかる上, 確認漏れが生じやすい。
  - ・ テレワークを可能とした場合には, かえって長時間勤務が助長される。
  - ・ 停電やシステム障害による業務への支障

#### 【課題の解決につながるかについての意見】

- ・ 従前よりも裁判官の手続主宰者としての地位が明確化されることで, 早期の事件の見通しの必要性が意識され, 漂流的審理や主張整理の遷延化の防止により迅速的確な紛争解決の方策を実現することにつながる。
- ・ 電子化すること自体で争点中心の審理運営が可能になるものではないが, これに伴い, 提出する書証を厳選する, あるいは, 準備書面や証拠説明書とのリンク化が図られるといったことが行われれば, 争点中心の審理に資することになると思われる。
- ・ 書記官事務の効率化(記録整理, 送達, 印紙・郵券保管, 進行管理)により, 書記官が進行管理に十分関与でき, 審理の長期化の解決につながる。
- ・ 裁判官の作業効率化(書類データの利用, 検索, 進行管理)により, 裁判官が判断時間を確保でき, 審理の長期化・争点整理不十分の解決につながる。
- ・ 当事者からの記録アクセスが容易になり, 審理運営が透明化することで, 当事者・裁判所

とも審理運営の適正化を意識するようになり、審理の長期化・争点整理不十分の解決につながる。

- ・ 裁判官の事務の合理化、効率化が図れれば、裁判官においてより充実した期日準備をすることができ、期日における議論の活性化につながるものと考えられる。
- ・ 課題の原因（合議の充実・活用が不十分）に照らし、訴訟記録の電子化が直ちにその解決につながることは期待できないと考えられる。

(2) ITを活用することにより、争いのない事件等については、簡易迅速に処理する一方で、争いのある事件についてはメリハリの付いた効率的・効果的な審理を一層実現するために、どのような方策や制度改正が考えられますか。（自由記載）

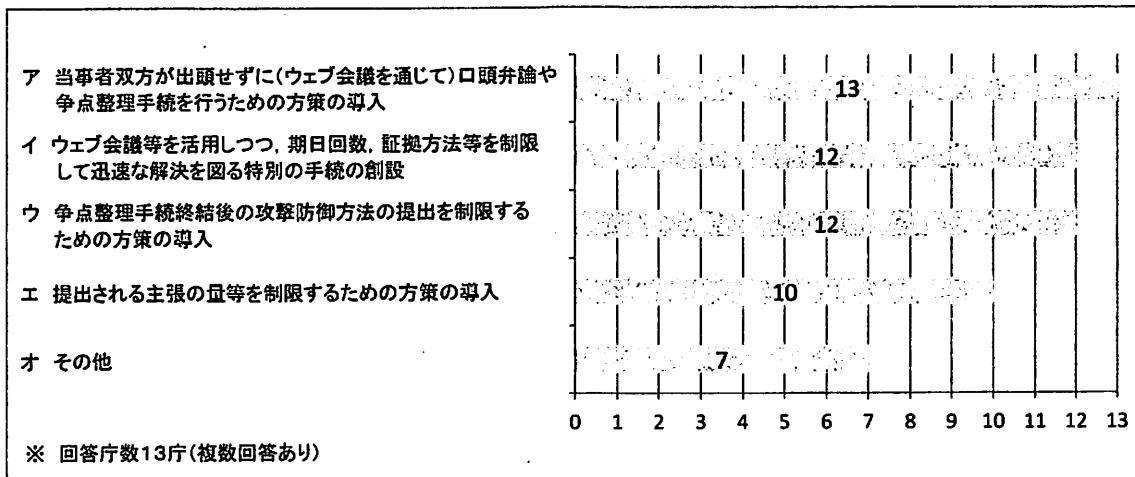
【提案された主な方策・制度改正】

- 口頭弁論や争点整理手続において、当事者の出頭を不要とし、ウェブ会議の方法により手続に関与することができる制度
- 争いのない事件（被告の応訴意思が不明な事件を含む。）を簡易迅速に処理するための方策、制度
  - ・ 第1回口頭弁論期日で認容判決の言渡しができる制度
  - ・ 口頭弁論を経ずに債務名義を作成できる制度
  - ・ 欠席判決・調書判決の拡大
- 争いのある事件について、直ちに争点整理に移行する運用
- 主張及び証拠の提出の制限等
  - ・ 裁判所（官）の判断により、ある時点以後、原則として主張書面は一通に加除修正して作成することとする制度
  - ・ 訴状と答弁書の提出後には、当事者は、原則として期日で次回期日に準備することを約束した以外の事項については主張できることとする、主張立証は、原則として、訴状、答弁書、これに認否反論の原告準備書面、これに認否反論の被告準備書面までとする。
  - ・ 審理が一定の時期を超えてから提出された主張や証拠については、制裁を強化するなどして厳しく制限する。
- 回数制限等により、短期集中的な審理ができる手続の導入
  - ・ ITを活用した審理を行うことを前提に、訴え提起前の当事者間の協議に基づき、双方の合意があれば、労働審判類似の手続により、短期集中的な審理を行うことができる制度

- ・ ITを活用することにより、訴状と答弁書の提出後、1週間をめどにほぼ毎日又は1か月をめどに毎週、代理人・当事者を交えて、期日又は議論する制度を新設（そのために、合理的な範囲で訴訟提起前の証拠開示制度を設ける。）
  - ・ 当事者双方が同意した場合に、原則として数回程度で終局する手続（調停の活用を含む。）を設ける。あるいは、全件について、このような手続を経ることを必須とする。この手続においては、ITを活用して、当事者の出頭を要しないこととする。
- その他
- ・ 訴状のデータを全面引用したり、システムにより自動的に整形したりして、欠席判決（調書判決ないし簡易な通常判決）を簡易に作成する仕組み
  - ・ 統一的訴状の整備、判決において記録を引用可能とする制度
  - ・ 定型的処理が可能な事件について、システム上に主張や証拠提出用の入力フォームを設置（さらに、一定の様式を充足しない限り手続を開始できない仕組みの導入も考えられる。）
  - ・ 鑑定人・専門委員がウェブ会議により争点整理に関与する制度の創設
  - ・ ウェブ会議による検証、証人尋問等の実施
  - ・ 争点整理の進行に非協力的な当事者に対するサンクション強化
  - ・ 本人訴訟の制限
  - ・ 事前交渉のない事件について、調停前置ないし提訴後付調停を原則とする制度ないし運用
  - ・ 争いがあるものの、当事者間である程度のやりとりが可能な事案は、当事者のみのウェブ会議が行えるようにし、裁判所も共有された書面等はチェックできるようにする。

(3) ITを活用して充実した審理を行うために、争点整理について、どのような制度改正を行うことが考えられますか。(複数回答可)

【グラフ 第2-2-(3)】



【各選択肢の補足等】

ア 当事者双方が出頭せずに(ウェブ会議を通じて)口頭弁論や争点整理手続を行つたための方策の導入

- ・ 外国所在の人物が外国にいたままで口頭弁論や争点整理手続に参加することを可能にする制度、当該期日でウェブ会議とウェブ翻訳を利用し、法廷通訳を必要に応じ省略できる制度

イ ウェブ会議等を活用しつつ、期日回数、証拠方法等を制限して迅速な解決を図る特別の手続の創設

- ・ 特別手続で解決しなかった場合の事後措置が問題となる。
- ・ 期日回数を制限して迅速な解決を図るのであれば、運用上の工夫で十分に実現が可能であり、その方が望ましいと思われる。
- ・ 事件の類型又は当事者の同意の有無等により選別するのが妥当
- ・ 訴額の高くない事件について、簡易迅速な審理を実現するため、当事者双方の合意を前提とする特別の手続を設けることが考えられる。
- ・ 労働審判類似の制度を、他の訴訟類型でも導入できないか。
- ・ 訴訟一般にこのような手続を導入することは困難である。

ウ 争点整理手続終結後の攻撃防御方法の提出を制限するための方策の導入

- ・ 弁護士会からの慎重意見が予想されるので、十分な理解を得る必要がある。

- ・ 控訴審（続審制）との関係を整理する必要がある。
- ・ 主張の量や期限について約束を果たさない訴訟活動に対する制裁制度（攻撃防御方法の却下等）を設けることが考えられる。
- ・ 時機に後れた攻撃防御方法の却下に消極的という実務の現状も反省の余地があるが、制度を設けても機能するのか疑問もある。
- ・ 現行手続でも運用によってはこのような制限は実現可能であり、法改正は不要。

## エ 提出される主張の量等を制限するための方策の導入

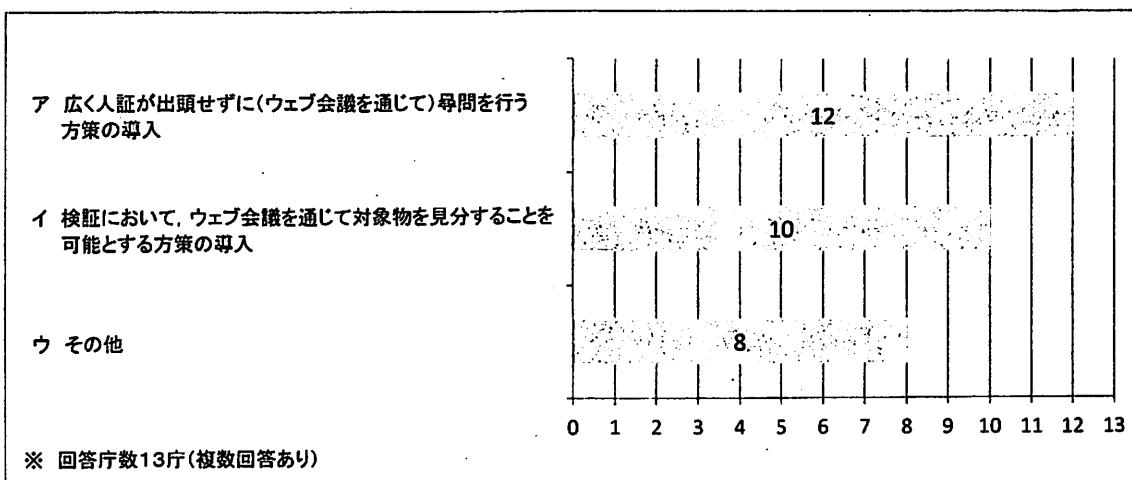
- ・ 少なくとも主張の繰り返しを避けるとともに、主張自体も簡潔なものとなるよう裁判所が指揮し、また、そのようなプラクティスの構築に向けた取組を進めるべき。
- ・ 電子化された記録のみによって審理を進めるためには、訴状や答弁書は、裁判所の定めたフォームに記入する程度の簡潔なものとする、争点整理のための協議は、メールも活用しながら、ウェブ会議で行い、裁判所への出頭を要せず、2、3回程度で実施し、書証も、画面で見て理解できる程度に枚数を限定する、判決は、争点に絞って簡潔な判断を示すことで足りるものとすることが前提となる。
- ・ 弁護士会からの慎重意見が予想されるので、十分な理解を得る必要がある。
- ・ 主張の量や期限について約束を果たさない訴訟活動に対する制裁制度（攻撃防御方法の却下等）を設けることが考えられる。
- ・ 訴訟一般で量等を制限するのは困難
- ・ 現行手続でも運用によってはこのような制限は実現可能であり、法改正は不要

## オ その他の具体的回答

- ・ ウェブ会議を通じて専門委員が手続に関与できる方策
- ・ 弁護士強制制度
- ・ 争点整理をする前に当事者の手持ち証拠を開示する制度、証拠収集手段の強化
- ・ ウェブ会議を録音録画した場合、当該録音録画の証拠能力を制限する制度。また、録音録画した場合、当該録音録画をもって調書の正確性を争うことを制限する制度
- ・ 一定の訴訟類型につき、一覧表を利用した争点整理を行うべきとする制度
- ・ 裁判所が指定する形式の書面（時系列表等）の提出を当事者に求めることができる制度
- ・ 受訴裁判所以外の裁判官が事実整理手続を行う制度

(4) ITを活用して充実した審理を行うために、証拠調べについて、どのような制度改正を行うことが考えられますか。(複数回答可)

【グラフ 第2-2-(4)】



【各選択肢の補足等】

ア 広く人証が出頭せずに(ウェブ会議を通じて)尋問を行う方策の導入

- ・ 当事者全員の出頭を要しないウェブ会議尋問（もつとも、本人確認や公的な場で宣誓させることの重要性に照らし、証人等は最寄りの裁判所に出頭させるべきか。）や、外国にいる証人等のウェブ尋問を可能にする。もつとも、尋問は、その性質上、基本的には公開法廷で実施すべき。
- ・ 人証に一定の負担と様式性を確保する必要がある場合もあり、対象を限定することも考えられる。
- ・ 遠隔地の鑑定人や通訳人等をウェブ会議でつなぐ利益は大きい。もつとも、証拠調べ期日は争点整理後にキーパーソンが一堂に会する機会であり、和解勧試の貴重な機会として活用されている現状を踏まえた運用の在り方が検討されるべき。
- ・ ウェブ会議用のモニターの死角から尋問対象者に助言等をする者がいないことや同様のメモが置かれていなことをどのように確認するかなど、人証に対する不当な影響力を排除するための工夫が必要である。
- ・ ウェブ会議では人証の表情や態度が把握しづらく心証が採りにくい。

イ 検証において、ウェブ会議を通じて対象物を見分することを可能とする方策の導入

- ・ 高精度かつ広角のカメラを導入することが前提となる。
- ・ ウェブを通じた見分は、五感の作用を及ぼすにも限界があるため、画像の解像度の問題とともに、一定の制限を課することも考えられる。

- 交通事故の現場や建築紛争における当該建築物などの実地見分を、当事者の一方のみが現地でウェブカメラを用いて撮影する方法で行えないか。

#### ウ その他の具体的回答

- 鑑定において、ウェブ会議を通じて鑑定人の手続参加を可能とする方策の導入（複数鑑定人によるカンファレンス鑑定を含む。）
- 送付嘱託や調査嘱託において、被嘱託者がウェブにおいて提出することを可能とする方策の導入
- 米国における宣誓供述のような制度（動画で撮影したものを証拠とする）の導入
- 尋問の様子を録音録画したデータ及びその音声を自動的に文字化したファイルを訴訟記録とする方策の導入
- ITを利用して外国における証拠調べを可能にする制度
- 広く書証の原本に代えて写しの提出を認め、当事者が申し出たものについて原本確認する制度
- 書証が無尽蔵にデータで提出されるおそれがあり、裁判所に書証の採否の決定権等を付与すべき。

(5) 書記官が現在果たしている役割(送達事務, 期日調書の作成等の公証事務, 進行管理業務, 記録管理事務等)のうち, ITを活用して充実した審理を行うという観点から, 書記官が今後も果たすべき役割をどのように考えますか。また, 新たに果たすべき役割として考えられるものはありますか。そして, 書記官がそのような役割を果たすことを可能とするために必要な制度改正として, どのようなものが考えられますか。(自由記載)

#### 【書記官が今後も果たすべき役割】

- 訴状受付・審査（手数料の納付やその他の形式事項の審査を含む。), 事件の配てん
- 送達事務
- 期日立会, 公証事務
  - これまで以上に充実した争点整理が行われることとなれば, 口頭議論の記録化や事件の進行管理を行う役割が今以上に重要になる。
  - IT化によって生じる余力を活用し, 事件の内容や進行状況をより深く理解した上で, 裁判官と充実した意見交換をし, 立会いが相当である事件には積極的に立ち会い, 裁判官と弁護士との間の共有メモ等とは別に, 期日の結果を記録化することが考えられる。
  - 期日のビデオ録画には一覧性がなく事後の参照に不便であり, 争点整理手続の節目で

結果の記録化として調書を作成することは重要。ただし、期日回数自体の合理化に加え、音声認識等を活用すれば、調書作成事務は効率化する。

- 進行管理事務（期日調整及び書面の提出管理等）
  - ・ 書記官が現在果たしている役割のうち、今後一層重要性が高まるのは進行管理業務であり、争点整理の一端を担う方向性にシフトするのではないか。
- 記録管理事務
- 和解案や判決原稿の点検
- 証明書交付、執行文付与
- 受付、窓口相談、本人対応
- 書記官が従前果たしてきた役割に大きな変化はない。

#### 【書記官が新たに果たすべき役割】

- データ化された記録の管理事務
- 執行文付与等の電子認証事務
- ウェブ会議における議論の結果の入力作業等
- 当事者の連絡先メールアドレスの管理等
- システム・機器の管理運用業務
  - ・ できる限り、事務局に対応部署を設け、必要な対応をしてもらうべき
- 判断補助事務、調査補助事務の拡大
- I Tに対応できない本人への対応

#### 【書記官が役割を果たすことを可能とするために必要な制度改正】

- I T化により件数増加が予想されるため、訴え提起における形式面の不備について書記官が簡易に訴状却下できるような制度改正や、同一訴訟の大量提起などの濫訴対策が必要。
- 送達先の事前包括申出制度
- 書記官がウェブ会議における議論の内容を記録化するに当たっては、裁判所職員総合研修所等における書記官研修も再検討する必要がある。
- 裁判官の電子決裁制度
- プライバシーへの配慮等を含むデータの適切な管理の明文化
- 訴訟の開始段階では、手数料と郵送料（I T化により郵送料は減少する。）を一体にして類型化し、定型的な手数料等の補正事務を書記官権限で行う制度、手数料還付などの、定型的な事務を書記官が行う制度

- 書記官権限を拡大して、判決に代わる債務名義を作成する等の制度
- 訴状審査を書記官が行う制度
- 送達制度、情報セキュリティ制度・記録に関する通達の手当て

**【その他】**

- 電子メール、クラウド等の利用により、送達事務に関する負担は相応に軽減される。ウェブ会議の活用や訴訟記録の電子化により、期日調書の作成等の公証事務や記録管理事務に関する負担は相当程度軽減される。
- IT化によって、従来の書記官事務が省力化される部分があれば、その部分を、進行管理業務や調査補助事務等に振り向けることが考えられる。
- IT機器の操作への精通（裁判官の補助）が求められる一方、従前の事務負担が軽減又は効率化されるので、争点整理への積極的関与が期待できる。
- 現時点では、IT化の具体的な内容は明らかではなく、これによって書記官の事務負担が軽減されるのか否か、仮に余力が生じるのであれば、その活用については、IT化の実現後に生じる課題等を見極めた上で具体的に検討すべき。e-Filingや送達がどのような形でシステム化されるかによって、書記官による公証事務や記録管理等の役割や負担は大きく変わってくるので、現時点では共通のイメージが持てていない。

(6) 以上のほか、現行法の枠組みにとらわれずに充実した審理を行うために、どのようなITツールを、どのような事件で、どのように活用することが考えられますか。それにより、前記第1の1で挙げた具体的な課題の解決につながることが期待できますか。（自由記載）

**(回答①)**

現在、情報共有のITツールは劇的に改善しており、電話、FAX等だけでなく様々な方法が考えられる。例えば、slackなどのビジネス用チャットツールは、セキュリティも高く、送付・共有できるファイルの容量も大きいため、当事者と裁判所において迅速で柔軟な情報共有が可能となる。ファイルの共有にクラウドシステムを併用することも有用であろう。

また、WEB会議ツールを期日に利用できれば、録画による記録化も検討できる。

さらに、署名、押印等に代わるものとしてはタイムスタンプや電子署名も考えられる。IT化に伴う新しい基幹システムにおいて、更に必要な機能を手当てることも可能である。

もっとも、どのような事件処理、争点整理等にどのツールがふさわしいか、更に具体的に検討し、見極める必要はあろう。濫用的利用を避けるために当面は弁護士受任事件に限定してITを活用することも考えられる。

(回答②)

医療事件において、鑑定資料の送付等の事務手続が一定の負担となっていたことから、証拠のデータ化により送付事務を軽減できる。交通事件において、グーグルマップやドライブレコーダー等の活用により、裁判所と当事者の間において、事故現場を3D画像等により立体的に把握することができる。建築訴訟においては、ドローンや特殊なカメラ等の活用により、屋根の上や建物全体の状況、床下や屋根裏の中を、より容易に把握できる。

(回答③)

音声自動入力システムによる争点整理や尋問記録の作成、VR（仮想現実）ヘッドセットによる争点整理手続、尋問、和解、検証などの指摘があった。

(回答④)

特になし

(回答⑤)

①争点整理過程において、当事者本人への記録アクセスを可能とし、裁判官及び代理人の活動を可視化する、②事件の現場や対象物件について、早期に視覚的な情報を共有できる仕組みを導入する、③人証について、代理人と証人予定者の問答を動画で提出してもらい、共有するといった方策が考えられるとの意見があった。これにより争点整理における議論が活性化することが期待できると思われる。また、裁判官同士あるいは裁判所間において審理ノウハウを共有し、相互研さんに活用できる仕組みの導入が有用ではないかとの意見もあった。

(回答⑥)

文書送付嘱託や調査嘱託の照会及び回答を電子的に行うことを可能にするシステムを導入することが考えられる。これにより、医療訴訟や交通事故訴訟での審理の迅速化が図られる。

(回答⑦)

- 専門的知見やノウハウを要する事件について、ウェブ会議や電子記録の共有を利用して大規模庁の専門部や集中部との連携（例：現行法の専門委員のような関与）を図ることが考えられる。逆に、土地管轄を統合ないし柔軟化して、事件を専門部署に集中させることも考えられる。（専門訴訟のノウハウ不足を補完する可能性）

- 民事事件一般について、ウェブ会議を利用して即日ないし数日間での早期決着を目指した簡易な訴訟前手続（現行の労働審判制度を推し進めたもの）を導入する。（弁護士の力量低下につき、弁護士を適切に誘導して解決できる可能性）

#### (回答⑧)

送達、調査嘱託、送付嘱託等、外部との連絡交渉等が必要となる場面では、確実な到達を担保した上で、電子メール等の利用が全面的に検討されるべきである。また、電子カルテや電子化された訴訟記録の送付を受けるに当たっては、クラウド利用が検討されるべきである。これにより、これらの事務作業の効率化が図られ、手続の円滑化につながると考えられる。

ウェブ会議を利用した遠方の（あるいは繁忙な）専門家調停委員、専門委員の手続関与も検討されるべきである。これにより、適切な専門家の柔軟な手続関与が可能となると考えられる。

第1の1で挙げた課題の原因に照らし、これらの活用が直ちにその解決につながることは期待できないと考えられる。

#### (回答⑨)

医事関係訴訟において、証人又は専門委員の医師からウェブ会議の方法で医学的な説明を受ける際に、ファイル共同編集機能を用いて患者の画像上にコメントや印を加筆しながら議論できるツールがあれば、事案の理解が深まり、充実した審理が可能となる。

ウェブ会議の方法で当事者と口頭議論をする際に、関係する文献、裁判例、法令等を素早く検索・参照できるツールがあれば、事件類型を問わず有用と考えられる。

登記情報を法務局から直接オンラインで取得できるツールがあれば、事件類型を問わず訴訟の簡易迅速化に資すると考えられる。

#### (回答⑩)

①A Iを活用し、典型的な質問と回答をBotに答えさせることで問合せ事務に円滑に対応する。②A Iを活用し、典型的訴訟類型の事件については、訴状提出時点で要件事実充足の有無と基本書証の有無をチェックすることで訴状審査事務を合理化する。③A Iを活用し、最適なスケジュールを作成し、訴訟進行に役立てる。④主張整理案をA Iで自動生成し、裁判官・書記官がチェックすることで事務を合理化する。これらは、A Iや深層学習の進歩の度合により暫くは活用場面が限られるとも思われるものの、いずれも審理の長期化の解決や争点整理不十分の解決につながる。

(回答⑪)

進行管理に特化したＩＴツール(期日の日時,書面の提出管理,審理計画等が書き込めるもの)を裁判所と当事者で共有することが考えられる。これにより、書面不提出による期日の空転等を避けることができるとともに、計画性と見通しをもって審理運営が可能となる。

(回答⑫)

以下のツールにより、当事者との認識の共通化、裁判所の省力化が図られ、裁判の質の向上が期待できる。

- (1) 裁判所と代理人がともに判例、文献等の検索や内容の閲覧をすることができる共通のシステム
- (2) 養育費の算定や、人身事故の損害賠償金の算定などの定型的な計算を自動で行うソフト
- (3) 主張で引用されている判例・文献をワンクリックで閲覧できるシステム
- (4) 裁判所において法務局等の外部機関の公的情報(登記、戸籍等)をネット経由で入手できるシステム

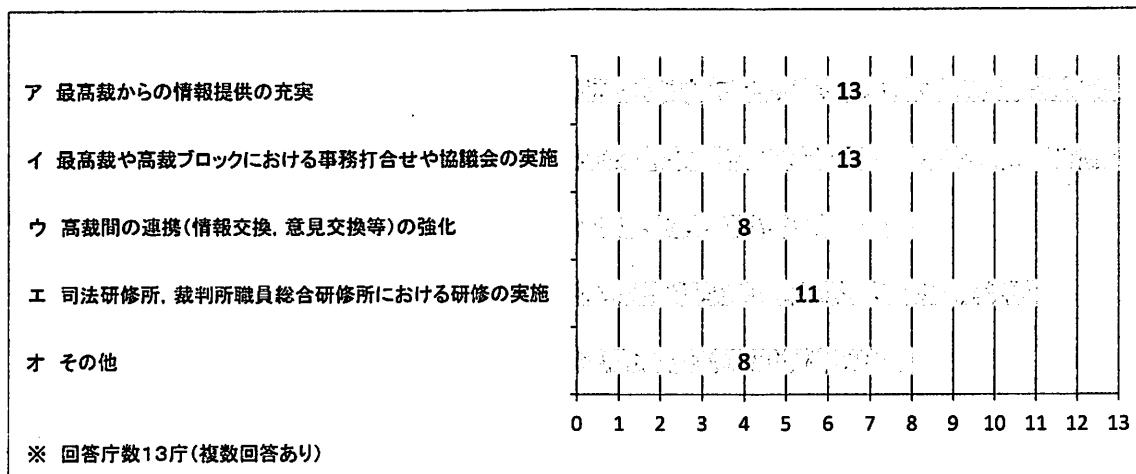
(回答⑬)

現時点では、特に思い当たらない。

### 3 IT化に向けた裁判所全体での意見交換等を活性化するための方策

(1) IT化に向けた全国的な意見交換等を活性化するためにどのような方策を講ずる必要があると考えますか。(複数回答可)

【グラフ 第2-3-(1)】

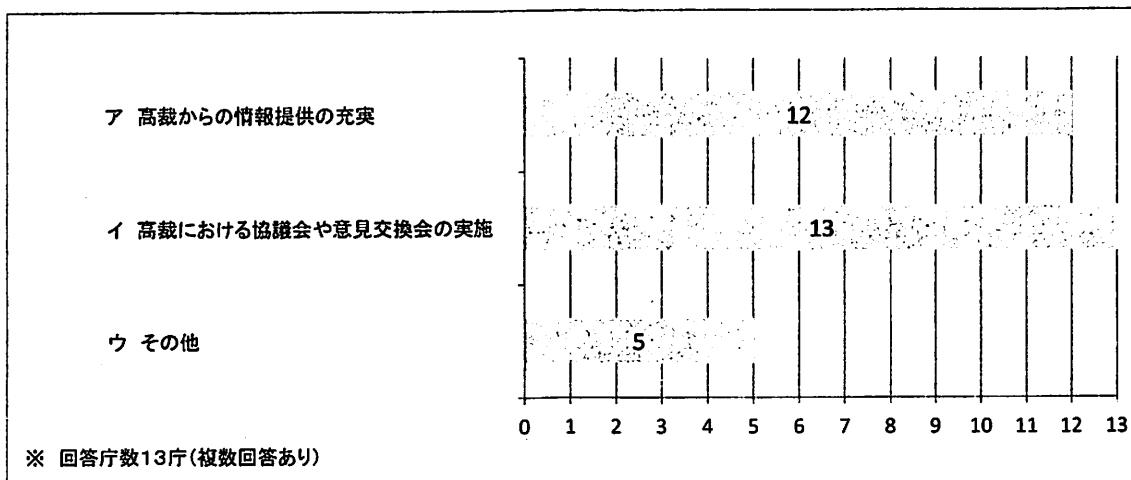


#### 【その他の主な回答】

- ・ 事務打合せ、協議会、研修のウェブ会議による実施
- ・ 諸外国、行政官庁及び大企業におけるIT化の実情紹介(留学経験のある裁判官による報告等も考えられる。)
- ・ PTメンバー以外の職員を含め、IT機器を活用した審理モデルの体験及び全庁的な意見交換の活性化
- ・ PT相互の連携、裁判官相互の全国的な情報ネットワークの構築
- ・ 訴訟記録全体を電子化した場合の事件管理システムの将来像について、最高裁による早期の情報提供
- ・ 裁判所内外での各種意見募集、学者を巻き込み、A/Bテストなどの統計的手法を駆使した検証の実施
- ・ 現行法の下で実施できるIT化の先行実施
- ・ IT化の姿が明確になった後における研修の実施

(2) IT化に向けた高裁管内全体での意見交換等を活性化するためにどのような方策を講ずる必要があると考えますか。(複数回答可)

【グラフ 第2-3-(2)】

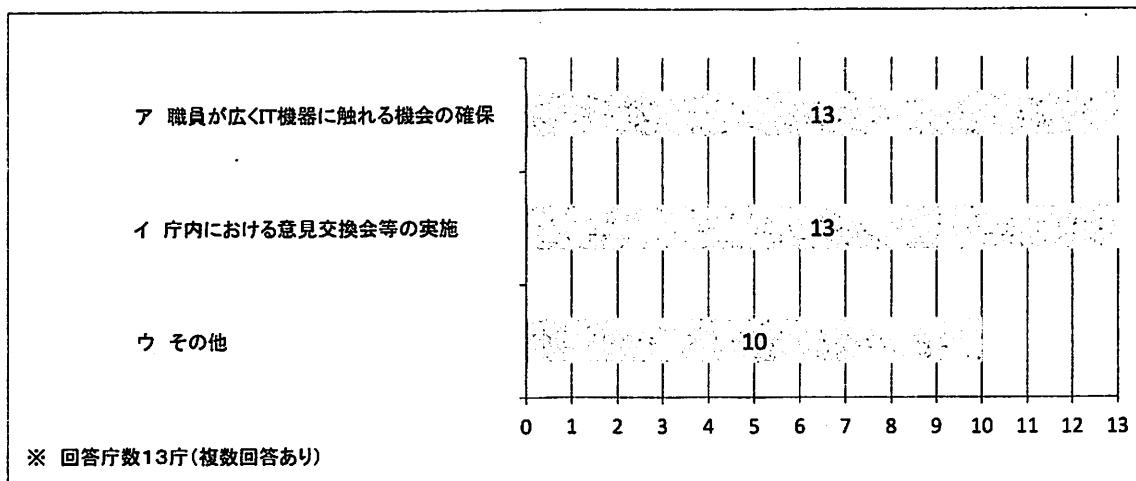


【その他の具体的回答】

- ・ アクセスが困難な支部の支部長等から、書面による準備手続等のあい路と工夫例を伺う機会を設ける。
- ・ 若手裁判官を中心に、現行の制度及び技術的・予算的な制約を度外視して、IT化された民事裁判の理想を自由に語ってもらう機会を設ける。
- ・ 管内PTを中心とした管内協議会の実施
- ・ 実際にIT機器を使ったデモンストレーションの実施
- ・ IT化に向けた準備は、全国で統一的・均一に進めるべき部分が大きいと思われるが、各地の実情を踏まえた検討を行うため、高裁単位で情報の集約と還元を考えられる。
- ・ 高裁管内のIT化担当者のネットワークの構築、各地裁の取組が分断されないための日常的な情報共有ツールの構築

(3) IT化に向けた全庁的な意見交換等を活性化するためにどのような方策を講ずる必要があると考えますか。(複数回答可)

【グラフ 第2-3-(3)】



【その他の具体的回答】

- ・ PTによる模擬手続のデモンストレーション、支部の裁判官を含むPTメンバー以外の職員向けの模擬手続の体験会の実施
- ・ 庁内の会議でのウェブ会議の活用
- ・ PTからの定期的な情報発信
- ・ 全庁的な意見交換の活性化（意見交換フォルダ、シートの活用等も考えられる。）
- ・ 単位弁護士会との意見交換の実施
- ・ 諸外国、行政官庁及び大企業におけるIT化の実情や課題等についての情報提供
- ・ 最高裁による一定の裁判手続のモデルや方向性の提示（法制審議会のパブリック・コメントで示される中間試案や要綱に相当するもの）
- ・ 操作研修の実施
- ・ 書記官事務の整理の取組の視点にIT化を取り込んでいくことが有用

## 協議事項第2 合議体による審理の充実・活用を全庁的に進め、裁判の質を向上させるために庁として取り組むべき課題

### 第3 合議の充実・活用の取組

#### 1 部や庁の事件処理の課題を解決する方策としての合議の充実・活用の取組

(1) 前記第1の1で挙げた具体的な課題のうち合議の充実・活用によって効果的に解決し得るものは何であると考えますか。その理由も併せて回答してください。(自由記載)

#### 【裁判の適正性】

- ・ 裁判長及び左右陪席がそれぞれの経験や知識を持ち寄り率直に議論することで事案の見方が標準化され、一審判決における事実認定、法律判断等の理由の説示を改善させることができ、説得的な和解勧試ができる。
- ・ 増加している価値観の多様性を反映した訴訟を解決し得る。
- ・ 複数の裁判官が多角的な見地から合議を行うことにより、一層慎重かつ適切な審理・判断をすることが可能となる。
- ・ 個々の裁判官の経験不足を、多角的な知見を得ることにより補い、解決できる。
- ・ 左陪席等が争点整理書面等を作成することにより、裁判所と代理人との間の争点に関する認識を共通化することができ、口頭議論も活発化する。政策形成訴訟の進行状況について左陪席において他庁から情報の収集をすることも考えられる。
- ・ 単独事件の審理についても、他の裁判官から助言を受け、疑似合議等をすることができる。疑似合議を通じて部内における議論も活性化する。

#### 【裁判の迅速性】

- ・ 付合議により、裁判長の直接の関与の下、合議体で多角的な視点から審理方針を検討し、審理の見通しを立ててポイントを絞った口頭議論を行うことができる。これにより、審理の漂流や当事者の主張の拡散による審理期間の長期化を防ぎ、専門化・複雑化した事件に対応した争点中心の審理を実現することができる。
- ・ 事件係属時か途中段階かを問わず、合議相当と思われる事件について裁判官全体で認識を共有し、適宜合議事件とすることにより、事件負担の適正化を図ることができる。
- ・ 専門訴訟については、左陪席が資料収集を行い、専門部経験のある他の裁判官の意見や部長の経験を持ち寄り、専門委員を関与させたり、鑑定に付したり、当事者に主張立証を促すことで解決する考えられる。

【合議体の構成員の力量向上等】

- ・ 合議での議論や期日における裁判長の実践を見せることなどを通じて、陪席裁判官は争点整理等の審理運営の技法等を学ぶことができる。ひいては単独事件においても充実した審理を行うことが期待できる。
- ・ 合議事件で処理すれば、裁判官の間で争点整理、判決の在り方など、各裁判官が有する知識、経験、ノウハウを伝達・共有できる。
- ・ 右陪席主任事件において、部総括が充実した期日の運営を行うことにより、右陪席の意識改革ができる。
- ・ 訴訟指揮及び証明権行使のばらつきについても具体的な事件の合議の中で議論することにより解決し得る。

【その他】

- ・ 合議体全体の力量が一時的に低下することについては、異動期を見据えて主任事件の割り振りを工夫することで対応し得る。

(2) これまでの合議の充実・活用の取組により、前記(1)の課題は解決されていますか。解決されている課題がある場合はどのような点で改善が見られるか、解決されていない課題がある場合はその要因を併せて回答してください。(自由記載)

(解決されている課題)

○ 審理運営の充実

- ・ 合議においては、結論のみならず、事実認定、法律判断等の理由の説示の仕方についても議論すること、単独事件についても部内で議論することなどが行われ、その結果として、合議率の向上、長期未済事件の減少、合議事件の和解率の向上などの成果が上がっている。
- ・ 裁判長が適切かつ具体的に指示をし、審理を主導することにより、当事者との口頭議論が活発化したり、和解が実質化したり、紛争の実相に迫った審理が実現でき、結果として陪席裁判官の能力涵養も実現できている。
- ・ 合議に対する意識の高まりにより、争点整理の節目で非主任裁判官も関与した期日間合議を行うことが定着し、これにより期日における裁判所のイニシアチブが高まり、争点中心の審理運営につながっている。
- ・ 専門訴訟や複雑困難な事件の一部については、合議体で取り組むことにより、不足していたノウハウが教示されたり、資料が収集されたりすることで、従前よりも円滑な事

件処理が実現できている。

#### ○ 長期未済事件の解消

- ・これまでの合議の充実・活用の取組により、付合議とされた事件の多くは期日前の検討を十分に行うことにより、裁判官の主導で議論を行うことができ、その後の審理運営が円滑に進行され、結果として長期未済事件の減少等に結び付いた。
- ・裁判長の単独事件の配てんが少ない合議充実強化部では、充実した合議に取り組むことができ、長期未済事件が減少している。
- ・医療集中部でも、部内で裁判長の配てん割合を調整して長期未済の合議事件に集中して取り組んでいる。

#### ○ 合議相当事件の付合議

- ・単独事件で進行中の合議相当事件の付合議については、定期的に検討し、積極的に合議に付すなど、各部の尽力で相当程度実現している。

(解決されていない課題)

#### ○ 審理運営の充実

- ・部内における議論の活性化により争点整理の技法の共有化とその継承を図るために、棚卸しや控訴審判決の写しの活用などの機会をなお一層活用して、部総括による情報把握とフォローの実践を進めることが課題である。
- ・必ずしも事件処理の質の向上に結び付いているとは言えない。
- ・専門訴訟については、未だ、時間不足などにより、検討不足が後に判明することがある。
- ・代理人の力量不足や準備不足については、合議によっては解決されない。

#### ○ 長期未済事件の解消

- ・長期未済事件を中心に取組を進めているが目に見える成果が出るには至っていない。
- ・合議事件の係属件数の多い部では、単独事件を合議に付する余裕がなかつたり、期日間合議に十分な時間が注げず、事件が長期化する傾向も見られる。
- ・政策形成訴訟については、当事者が訴訟進行を他庁優先にした場合には、遅延してしまう。

#### ○ 合議体の構成員の負担の軽減

- ・人事異動への対応や合議体の構成員の負担軽減について課題がある。

○ 部内における議論の活性化

- ・ 単独事件についても部内で協議しようという意識を持つようになっているが、協議の具体的な方法は模索中である。

(合議の充実・活用に関して解決されていない課題)

○ 付合議

- ・ 付合議による右陪席の負担感や抵抗感の払拭が課題である。
- ・ 陪席裁判官の状況によっては、合議事件を増やすことや合議の時間を確保することが困難である。
- ・ 合議相当事件の選別、合議の在り方（右陪席の関与、合議メモ等）等について、引き続き、議論を重ねることが必要な状況にある。

○ 合議の充実

- ・ 裁判官同士の議論が表面的・形式的なものにとどまっている。
- ・ 充実した期日前合議のため、期日間準備の提出期限の遵守が課題である。
- ・ 部や裁判官の実情によっては、十分な合議の時間を確保することができず、必ずしも全件、全期日について3人の裁判官による合議が実現できないこともある。
- ・ 特に、右陪席については、繁忙度等の要因により、非主任事件では十分な関与ができないこともある。

## 2 司法研究を踏まえ合議の充実・活用の取組を全庁的に更に進めるための方策

- (1) 部や庁において、合議相当事件についての認識を共有し、これを適切に合議に付す上での課題は何であると分析し、その課題の解決のためにどのような方策を講じていますか。(自由記載)

### 【合議体の構成員の負担への配慮】

- 左陪席の繁忙度（余力）を見極め、合議に付すべき事件を選別している。
- 合議事件の係属数によって新たに事件を付合議とする余裕がない場合は、単独事件の疑似合議を通じた意見交換をしている。

### 【合議相当事件の認識共有・付合議の検討方法】

#### ○ 合議相当事件の認識共有

##### (認識共有)

- 付合議の必要性やその効用について各構成員間で率直な議論をしている。
- 部内あるいは部を超えた研究会で合議相当事件に関する意見交換を行っている。
- 合議相当事件がどのような類型かについて各自が十分に理解するため、高裁陪席裁判官も出席する意見交換会において、高裁から見て合議に付すことが適切であったと思われる事件について具体例を聞くなどしている。
- 付合議にした事件及び付合議にした理由を集積し、データベース化して共有するなどしている。
- どのような事件を付合議とするか認識が必ずしも共有されていない。

##### (基準策定)

- 合議相当事件についての認識の共有のために民事部内での申合せにより基準を策定している。
- 各部共通の目安として付合議基準を策定した。
- 付合議が多くなりすぎ、処理に支障を来すことのないよう、付合議要素をコンパクトにまとめた付合議基準を定める。
- 係属中の事件の付合議基準・要素の明確化に向けた検討を行い、これにより右陪席が付合議を躊躇しないようにする方策を進めている。

#### ○ 新件の付合議

- 新受段階で訴状を回覧して合議相当事件の有無を確認している。
- 訴状段階で合議にするかどうか迷う事件について、その時点で裁判官室で話し合っている。

- ・他の構成員への負担等の観点から、右陪席が付合議に心理的な抵抗を感じるため、左陪席が単独事件を含めた訴状審査を行う。
- ・部総括が部に係属した事件全体の状況把握し、付合議をしやすくするため、できる限り多くの新件に部総括が目を通す。
- ・新件を合議か単独か振り分ける際に、今後の進行によっては合議にする可能性がある単独事件を担当裁判官に伝えたり、適宜進行確認を行っている。

#### ○ 進行中の単独事件の付合議

- ・合議相当事件を的確に付合議にするためには、部に係属する事件全体について、部総括が適時適切に情報を把握した上で、部の構成員全員が実像を共有し、必要に応じて事件を合議にピックアップできる態勢を組んでおくことが課題となる。
- ・事件係属中も、単独事件の中に合議相当事件がないかを協議する棚卸しを定期的に実施し、どのような事件が合議相当事件かという認識の共有を図っている。長期未済事件について担当者が概要と今後の見通しをプレゼンしたり、事案の概要や審理経過等を付記した未済事件一覧表を作成したり、付合議相当かを相談したい単独事件をリストアップするといった工夫がある。
- ・右陪席単独事件から合議事件の割替えをしやすい環境作りをするため、申出を遠慮しない配慮や合議割替後の右陪席の負担軽減を図っている。
- ・部内の風通しを良くするため、部総括が普段から単独係の事件について話題にしたり、陪席と意見交換を行うなどして、付合議を提案できる雰囲気を作る。
- ・付合議のきっかけを適正に設けるため、定期的又は日常的に単独事件の疑似合議をしている。

#### ○ その他

- ・部総括が部全体の事件処理状況を把握するため、本年4月から通常部全体を4人部とし裁判長が1開廷分の事件配てんとして環境を整えている。

#### 【主任裁判官の選択】

- ・左陪席、構成員間の役割分担や右陪席の負担過重の回避、合議に付した後の事件処理の円滑性確保のため、付合議に当たって合議事件の件数や左陪席・右陪席主任の事件数を確認したりして、事案や繁忙度に応じて主任裁判官を指定している(右陪席主任や裁判長主任の活用)。
- ・特定の裁判官の負担が過重にならないよう、判決起案の順番を変えることなどが行われている。

(2) 部や庁において、合議に付した事件を適正迅速に審理判断するまでの課題は何であると分析し、その課題の解決のためにどのような方策を講じていますか。(自由記載)

【評議の目的等の明確化】

- ・ 合議体が、事件の内容を十分に把握し、進行についての考えを共通にするため、主任裁判官任せにせず、裁判長が十分に記録を読み込んで、具体的見通しを持ち、右陪席にも争点や審理経過について共通の認識を持ってもらった上で、繁忙状況を考慮した部全体の審理予定(他の事件との優先度、終結時期、和解見込み、役割分担等)を立てる。
- ・ 合議体を構成する裁判官が各人の役割をきちんと果たす(特に右陪席の積極的な関与)ため、裁判長は、主任裁判官が苦労している場合には積極的にアドバイスするなどして道筋を示す。
- ・ 審理の節目で合議体全員での実質的な合議を行い、真の争点を多角的に検討して審理の見通しを付けた上で期日に臨み、裁判所のイニシアチブで審理をコントロールできるようするため、部総括が事件の進行状況を見極めて非主任裁判官を含む合議の時間を事前に設定する。
- ・ 非主任裁判官も実質的に合議に参加できる態勢を構築するため、時間を要する合議については、あらかじめ合議の目的、内容や記録検討の要否等を明らかにする。これにより、事前に右陪席が合議メモ、記録等を十分検討することが可能になり、また腰を据えた合議ができる。
- ・ 各裁判官の負担が過度にならないよう合議への合理的な関与に向けた工夫として、主任裁判官(特に左陪席)の作成する合議メモの在り方を検討し、合議メモの記載内容や作成業務の効率化に関する意見交換を実施した。

【多角的な観点からの検討を実現するための評議の在り方】

- ・ 構成員間の認識のすれ違いを自覚した上でその解消に向けた工夫を進める取組として、終局事件についてその合議を振り返り、審理の充実に役に立ったか、すれ違いがなかったかなどを再確認する試みを進め、そのためのツールとして、合議振り返りシートを作成し、各部で適宜活用している。
- ・ 合議においては、部総括裁判官が非主任裁判官にも意見を求め、その意見を尊重しつつ議論を進めるなど、多角的検討の実が上がる雰囲気作りに配慮するといった方策を実践している。
- ・ 非主任裁判官も実質的な合議に参加できるようにするために、あらかじめ合議メモや主張書面・主張整理メモ等の資料を配付して事案の理解を促すなどしている。

- ・ 裁判長や左陪席の準備を踏まえ、右陪席の積極的な関与を前提とした、実質的、効果的な合議を実施することが課題である。
- ・ 合議の日を事前に設定して非主任裁判官も時間を確保し、事前に検討ができるようにしている。

**【事案の内容や手続段階に応じてメリハリを付けた評議の在り方】**

- ・ 事件の進行状況に応じて合議の内容・密度にメリハリを付ける。
- ・ 合議メモの記載を工夫するなど、メリハリのある合議を実施していく。
- ・ 非主任裁判官を実質的に審理に関与させるため、非主任裁判官にどの程度の関与を求めるか3段階の区分を設け事件ごとにその区分を明示するなど、関与形態の明確化を行っている。

**【その他】**

○ 充実した合議のための合議の機会の確保

- ・ 育児等で時間の制約がある裁判官もいる中で、合議のための時間を確保するために、期日を入れずに合議に当てる日を設けるなど、合議の時間を意識的、計画的に設定する工夫をしている部もある。
- ・ 3人が揃う合議の時間をあらかじめ設定し、右陪席にも準備しやすいものとする。午前10時以前の時間を活用する工夫もある。
- ・ 当事者の準備書面が期日の直前に提出されることにより、充実した合議をすることがしにくくなるため、進行管理を充実させる。
- ・ 期日前合議では不十分な場合には別に合議の機会を設けるなど、スケジュールを調整する。

○ 充実した合議のための時間（余力）の確保

- ・ 合議事件、とりわけ長期未済事件に注力できる体制（特に、記録検討及び審理方針の策定に要する時間的余裕の確保）を構築するため、各部の裁判長への単独事件の配てん割合の軽減を講じた。
- ・ 期日前合議を十分に行うため、人的態勢の整備により部総括、右陪席の事件負担を安定化させる。
- ・ 合議充実の要となる主任裁判官を新補に限定する必要はないのではないかとの指摘もあった。

○ 合議（評議や審理）のノウハウの共有

- ・ 昨年からは、半年ごとに、各部における新合議態勢の運用状況（右陪席主任事件及び左陪席主任事件の各件数、期日メモの作成者、弁論準備期日の立会方法〔部総括と主任、右陪席と左陪席、合議体、主任単独〕）について定期的にデータを収集し、その結果をもとに合議事件の運用に関する意見交換を実施し、これを踏まえ、各部において運用の見直しを行っている。
- ・ 各部における合議事件の運用状況について、右陪席及び左陪席に分かれて意見交換を行い、その結果を匿名でまとめた資料をもとに、部総括において協議を行った。
- ・ 庁内においても、部総括を中心とする意見交換会を定期的に開催し、必要に応じて陪席裁判官の出席も得ながら、部を横断して合議の在り方等について議論ないし意見交換を重ねている。
- ・ 充実した合議を行うためには、研修を充実させる必要があるとの意見もあった。

○ その他（審理運営上の工夫等）

- ・ 判決起案の前倒し、草稿の終結前配布。
- ・ 右主任事件においても原則として裁判長と右主任の2人受命で弁論準備手続等を行っている。
- ・ 合議事件の適切な進行管理をするため、書記官室も含めた部全体で合議事件の進行状況を把握し、担当書記官による期日間管理も徹底して行う。
- ・ 専門的な知見を要する合議事件において、適切な専門委員を選任するため、諸機関から情報収集し、専門委員の人選を進める。
- ・ 合議開廷日以外の日に証拠調べを入れる。
- ・ 裁判長（部総括）による係属事件を含めた部全体の状況の十分な把握が課題である。

（3）部や庁において、合議の充実・活用を支える環境整備を全庁的に進める上での課題は何であると分析し、その課題の解決のためにどのような方策を講じていますか。（自由記載）

【合議（評議）の機会確保】

- ・ 右陪席が合議にこれまで以上に関与しやすい環境を作ること、時間に制約のある裁判官であっても、議論しやすい環境を作るため、合議の時間を決め、事前に各裁判官が資料を検討するよう工夫をしている。
- ・ 定期的に合議日を確保できるような事件の配てん（単独事件）にする必要がある。
- ・ 当事者からの書面の提出期限が遵守されず、合議の時間が確保できないことがあるため、

全庁的な取組として、昨年度から、提出書面の期限を遵守しない当事者に対しては、その理由を期日で聴取する取組を行っている。

#### 【取組のための時間（余裕）確保】

##### ○ 事務分配の見直し

- ・ 各部からの事件処理状況と課題の報告を踏まえて、事務分配に関する部総括相互の意見交換を行っており、例えば、労働事件や交通関係訴訟等の増加に対応するため、各集中部への事務分配の見直し等を実施した。
- ・ 左陪席の負担の平準化のため、左陪席への証拠保全の配てん及び令状当番の分担を見直した。
- ・ 裁判長の単独事件の負担を軽減し、合議に注力できる体制を整えている。
- ・ 合議担当右陪席の単独事件数を調整したり、左陪席主任事件数を削減するため右陪席主任事件を拡大したりして、合議事件に対する資源確保の対策を実施している。
- ・ 右陪席が合議にこれまで以上に関与しやすい環境を作るため、右陪席の事件処理状況を把握し、長期未済事件を積極的に合議にとるなどのサポートをしている。
- ・ 人事異動によるマンパワーの変動について、部内では、異動する者から異動がない者に主任裁判官を交代する、異動する右陪席裁判官の単独事件を付合議とするなどの方策を講じている。
- ・ 右陪席の手持ち事件数を適正化し、右陪席が合議に十分に関与する時間を確保することが必要であるが、現状では、こうした抜本的な方策には着手できていない。
- ・ 小規模庁においては、民事訴訟以外の事務（令状、準抗告、付審判請求等の刑事関係のほか、広報、研修など）に割く時間も少なくなく、合議の時間の確保等を難しくしている。刑事部の協力を得るなどして、事務分配を見直すなどもしている。

##### ○ 裁判官の配置

- ・ 各裁判官が合議事件に注力できる十分な余裕を確保するため、集中部の在り方、部の人数構成、合議体の構成等を含めた裁判官の配置の見直しや、人的態勢の整備等を行い、各裁判官の事務量（手持ち事件数等）を適正化する。

#### 【取組に関する情報（ノウハウ）の共有】

- ・ 庁全体として、高裁の協力を得て、判決事例を検討する研究の場や高裁裁判官との座談会を設けるなどし、裁判官各人のレベルで、審理上の課題を共有し、合議の活性化につなげている。

- ・ 民事部全体や他部の実情についての相互理解や、各部の取組の内容や成果等についての情報共有のため、部総括会、右陪席会、左陪席会の場を活用して、部をまたぐ形で合議充実策等について意見交換や各階層別にアンケートを実施し、これに基づき、さらに各部で合議の在り方について意見交換を実施した上、その結果を民事部全体に還元した。
- ・ 事件処理のノウハウを伝達する手段を確保するため、事件処理に関連する情報のデータベースを作成し、情報を共有しやすくする必要がある。
- ・ 裁判官同士で合議充実に関する経験やノウハウを広く共有し、部の垣根を超えて合議の充実・活用に向けた議論を深める契機を作り出していくため、昨年度は、部をまたいで部総括、右陪席、左陪席の組合せによる合議体を構成し、合議の在り方等について議論を行った。本年度は、左陪席が他部の合議を見学・体験する企画を実施している。
- ・ 民事部会において、合議に関する司研研究会や協議会の報告を行っている。
- ・ 管内支部や他庁との間でテレビ会議システムを利用して合議に関し自由闊達に語り合う企画を実施し、他部署における取組状況や、工夫例の紹介等の経験交流を行い、合議充実に向けての議論を深める刺激を得ることを図っている。

#### 【全庁的な実情の把握】

- ・ 全庁的な環境整備に必要な民事部全体及び各部の実情について相互理解をするため、民事部全体及び各部の事件処理状況や繁忙状況等について情報共有を図りながら、部総括間で各部（各構成員）の負担割合や部内のみで解決困難なあい路等について意見交換を行い、必要であれば事件の配てんを機動的に変更するなど司法行政上の対応している。
- ・ 各部の工夫は、個々の事案の特性もあり、共通の運用として広く（あるいは頻繁に）行われるとは限らない。情報共有だけではなく、何らかの制度的な裏付け（少なくとも全庁的な申合せ等）が必要であると思われる。
- ・ 部総括会議での話だけでは他の部の取組の実情はつかみにくい。他の部の陪席の意見は、今のところ、自部の陪席を通じて側聞するにとどまっている。

#### 【その他】

- 適切な付合議のための工夫
  - ・ 民事部会において全庁的に付合議基準の見直しを行った。
- 充実した合議のための工夫
  - ・ 部内又は部を超えた議論がしやすい環境を整備するため、机の配置を工夫し、物理的に議論しやすい環境を作っている。

- ・ 右陪席が事案の中身を十分把握して合議に参画できる環境を整備することが課題である。部内で気軽に記録を広げて議論できる環境（ミーティングテーブル、ホワイトボード、卓上ボードなど）を整備することが考えられる。
- ・ 期日前合議の実施方法の再検討や付合議を含めて気軽に相談できる雰囲気作りのため、各部において合議メモの在り方、合議方法について、メリハリを付けるべく検討している。
- ・ 充実した合議を行うためには、多様なキャリアを持った裁判官を適正に配置することが必要だが、現状では、こうした抜本的な方策には着手できていない。

#### ○ 取組に関する意識向上のための工夫

- ・ 単独事件を抱える右陪席が合議に参加することにメリットを感じる環境を整備するため、部総括が、単独事件も合議事件も、部として受けた事件全体としてどのように処理するかが重要であるというメッセージを出し続けること、自由闊達な議論を通じて部総括の経験やスキルを感じて自らのスキルアップを実感できるようにすることを意識している。

#### ○ 書記官事務についての工夫

- ・ 書記官事務に関して、プラクティス委員会において、各部における合議事件についての書記官の関与状況を取りまとめた。

#### ○ その他

- ・ 開廷日の不足を補うべく、裁判長の単独法廷に割り振られた日に合議事件の臨時開廷をもしている。
- ・ 弁護士会との協議会で、迅速な審理運営について提言をしている。